

第3期
岩内町子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月
岩内町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の法的根拠	3
3 関連計画との関係	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
6 子ども・子育てに関する主な法律・制度	5
7 持続可能な開発目標（SDGs）について	7
第2章 子どもと子育てを取り巻く環境	10
1 人口の動向	10
2 子育て支援の状況	14
3 将来人口推計	17
4 アンケート調査結果	18
第3章 第2期事業計画の評価等	32
1 教育・保育	32
2 地域子ども・子育て支援事業	34
第4章 計画の基本的な考え方	44
1 基本理念	44
2 計画の基本的な目標	44
第5章 子ども・子育て支援事業計画	48
1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	48
2 教育・保育提供区域の設定	48
3 教育・保育の提供体制の確保	50
4 地域子ども・子育て支援事業の充実	55
5 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	63
第6章 計画の推進体制	66
1 計画の推進に向けた役割	66
2 計画の推進に向けた3つの連携	67
3 計画の点検・評価・改善	68
岩内町子育て支援策一覧表	70

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境は著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

岩内町(以降「本町」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「岩内町子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期岩内町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」に向けた施策を推進してきました。

「第2期岩内町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本町の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期岩内町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

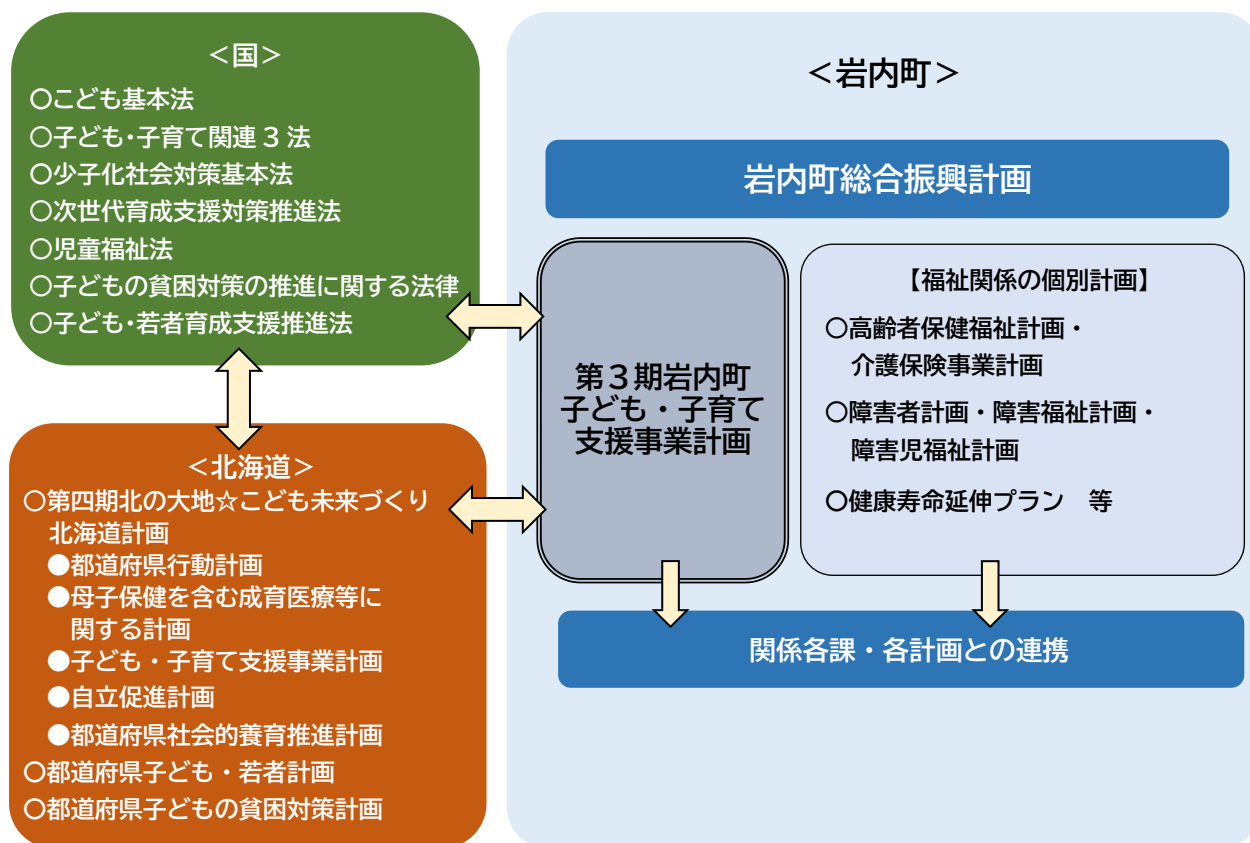
2 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた基本指針（以下「基本指針」という。）に即して、策定するものです。

3 関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、「岩内町総合振興計画」を最上位計画とし、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、健康寿命延伸プラン等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

■ 他計画等との連携



4 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期岩内町子ども・子育て支援事業計画					第3期岩内町子ども・子育て支援事業計画				
				計画策定		必要により見直し			

5 計画の策定体制

(1)子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、「子ども・子育て支援事業に従事する者」「教育関係者」「子どもの保護者」「関係行政機関の職員」などから構成される「岩内町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容の検討を行いました。

(2)子ども・子育て支援推進会議による協議

本計画の策定にあたっては、町の各部署をまたぐ課題が多いことから、課長職の職員をもって構成する子ども・子育て支援推進会議を開催し、町が取り組む子ども・子育て支援施策の検討を行いました。

(3)アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、町民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

(4)国・道との連携

本計画の策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと、適宜、整合性を確保しながら策定しています。

6 子ども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

年度	法律・制度等	内容
平成 24 年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
平成 25 年度	待機児童解消加速化プラン	平成 29 年度末までに 40 万人分の保育の受け皿を確保。(⇒平成 27 年に 50 万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 (⇒平成 26 年 8 月 29 日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定)
平成 26 年度	次世代育成支援対策推進法	令和 7 年 3 月末までの時限立法に延長。
平成 27 年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(計画期間:平成 27 年度~平成 31 年度)。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに 7 万人の保育士を確保。 (⇒平成 27 年に 9 万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
平成 28 年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより 40 万人⇒50 万人分に上乗せされた 10 万人分の受け皿確保について、内訳の 5 万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに 2%相当の改善。平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 (一部平成 29 年 4 月施行)

年度	法律・制度等	内容
平成 29 年度	子育て安心プラン	令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
平成 30 年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和 5 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。
令和元年度	幼児教育・保育の無償化	10 月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯、3～5 歳の全世帯を対象に実施。
令和 2 年度	子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第 2 期）開始。（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）
令和 4 年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
令和 5 年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子どもの貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。

7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015 年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは 発展途上国だけでなく、先進国自身に取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を 推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ 公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



第2章

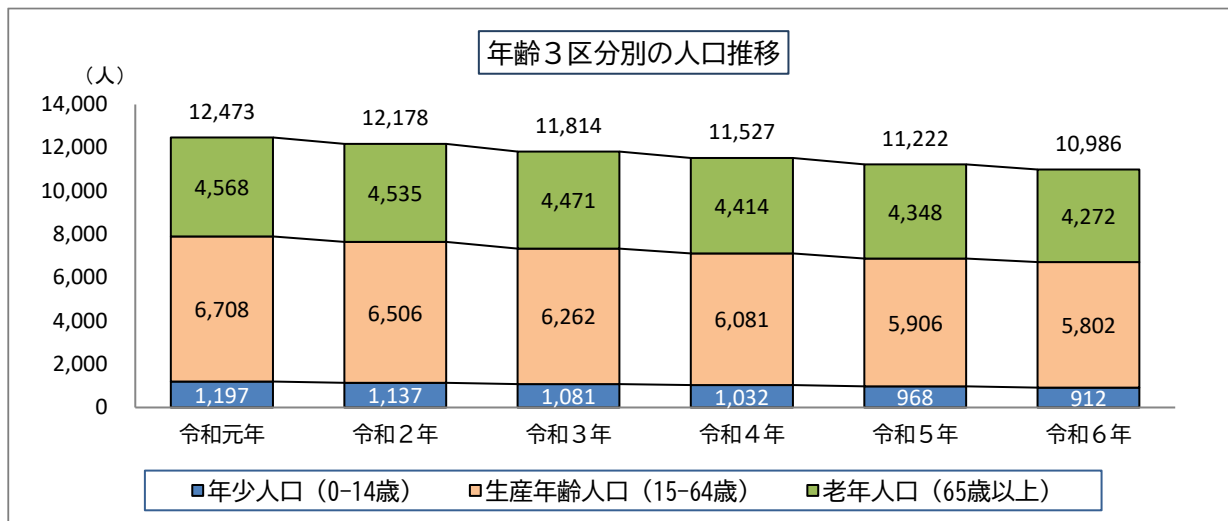
子どもと子育てを取り巻く環境

第2章 子どもと子育てを取り巻く環境

1 人口の動向

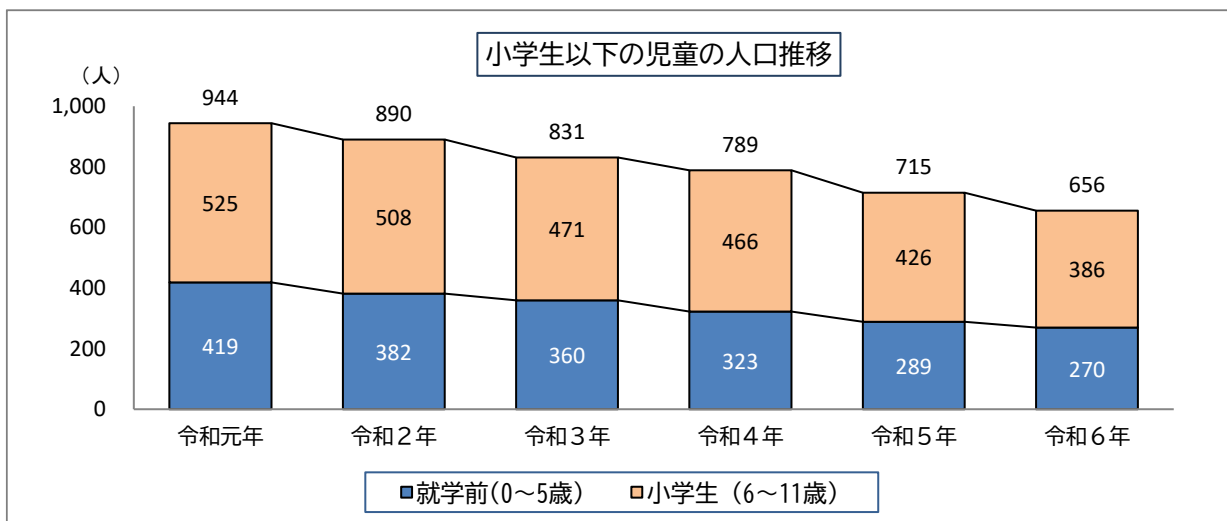
(1)人口の推移

本町の人口は、令和元年の12,473人から令和6年には10,986人と減少傾向で推移しています。年齢区分ごとの人口では、全ての年齢区分において減少傾向で推移しています。



資料:各年4月1日現在

小学生以下の児童人口は、就学前、小学生ともに減少傾向で推移しています。

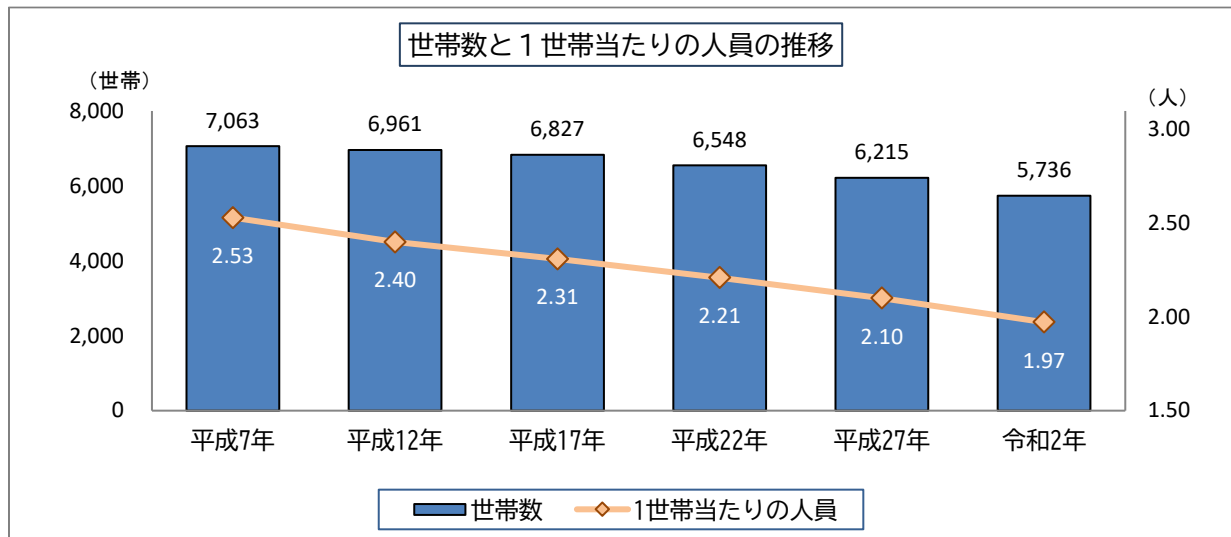


資料:各年4月1日現在

(2)世帯数及び1世帯当たり人員の推移

国勢調査における世帯数は、平成7年の7,063世帯から令和2年には5,736世帯と減少傾向で推移しています。

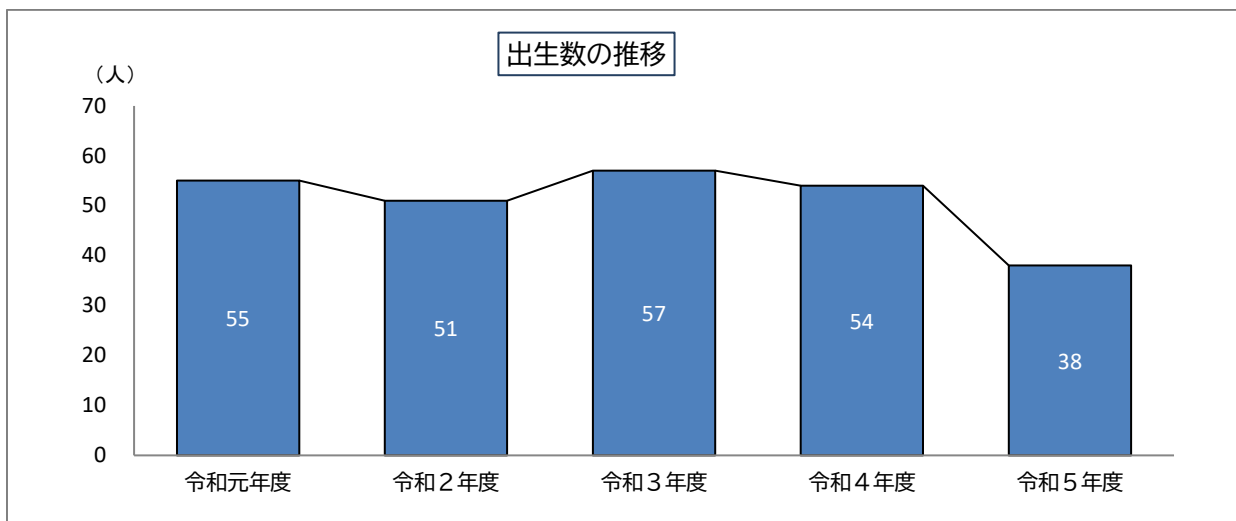
また、1世帯当たりの人員は、平成7年の2.53人から令和2年は1.97人と減少傾向で推移しており、核家族化の進行がみられます。



資料:国勢調査

(3)出生数の推移

本町における出生数は、年度ごとにばらつきがみられ、令和5年度は38人となっています。

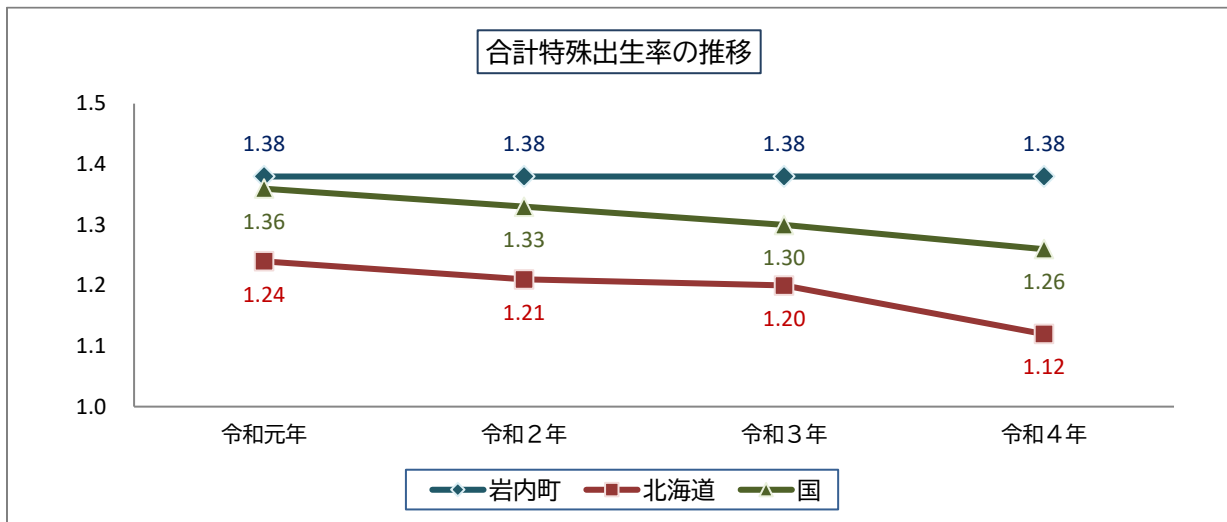


資料:各年度合計

(4)合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

本町の合計特殊出生率は、全ての年代で北海道の水準及び国の水準より高くなっています。

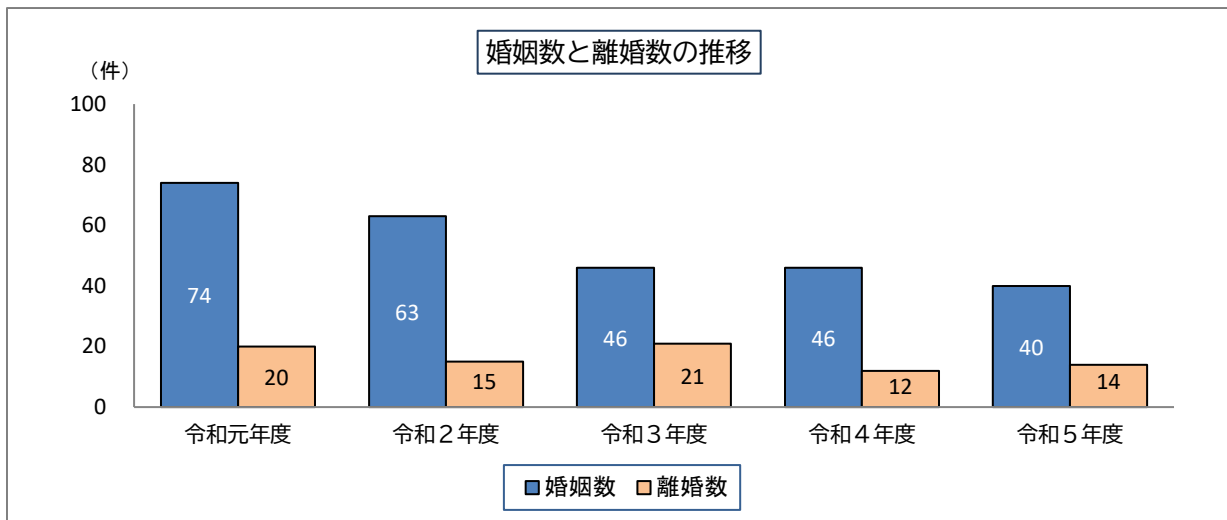


資料:各年度合計

(5)婚姻数と離婚数

婚姻については、令和元年度が74件と最も多く、令和5年度が40件と最も少なくなっています。

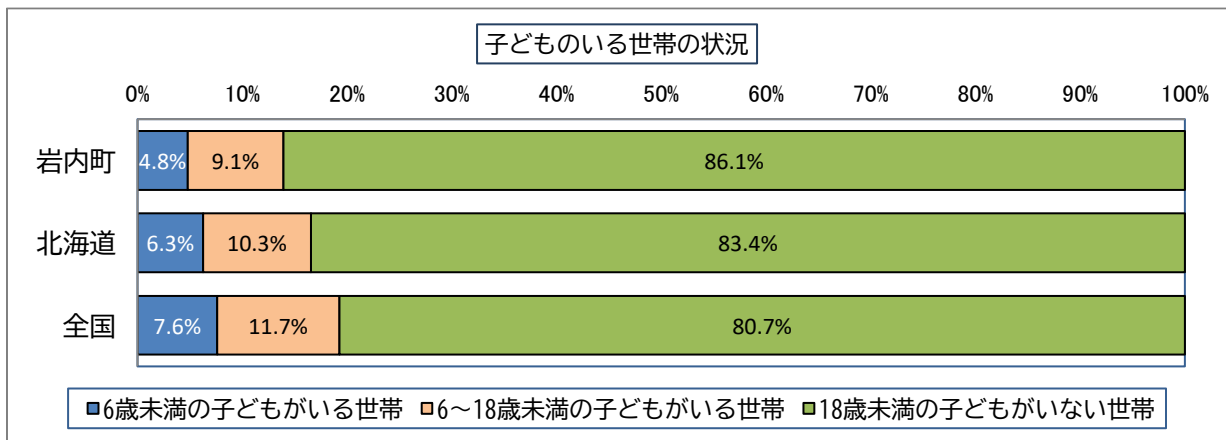
また、離婚については、令和3年度が21件と最も多く、令和4年度が12件と最も少なくなっています。



資料:各年度合計

(6)子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯の状況で、「6歳未満の子どものいる世帯」、「6～18歳未満の子どものいる世帯」ともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。

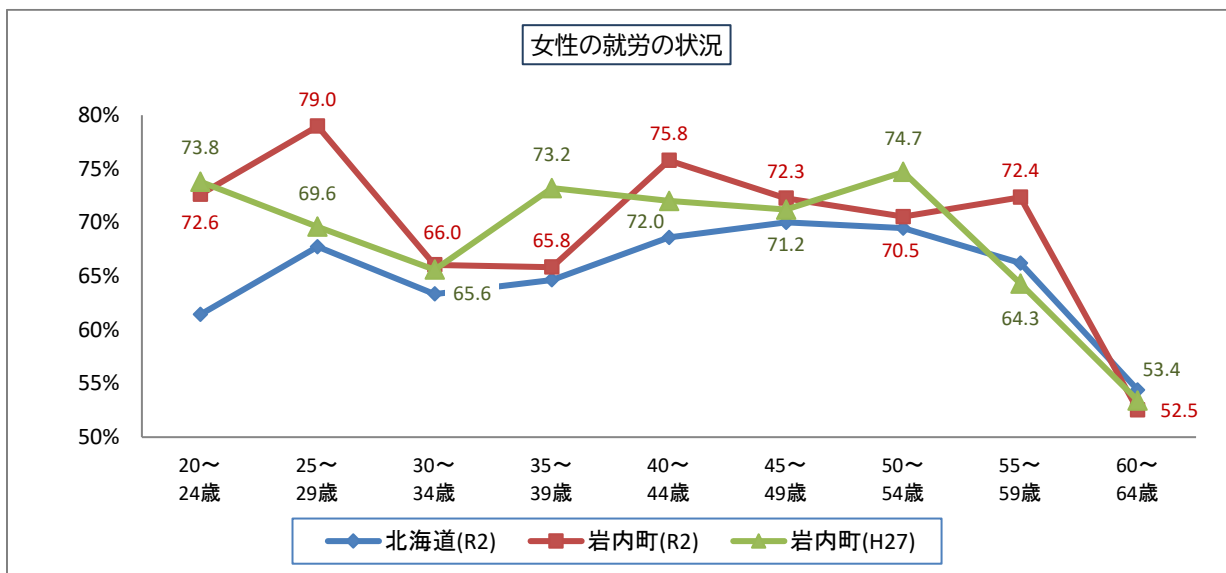


資料:令和2年国勢調査

(7)女性の就労の状況

本町における令和2年の女性の就労状況は、北海道と比較して60～64歳を除いた全ての年代で就業率が高くなっています。

また、平成27年と比較すると、25～34歳、40～49歳、55～59歳の年代で令和2年の就業率が高くなっています。

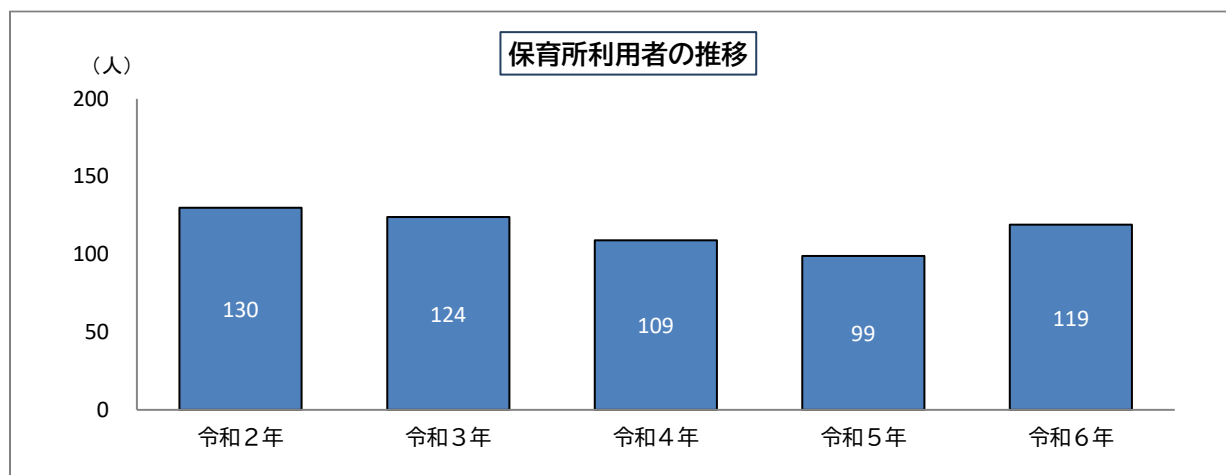


資料:平成27年・令和2年国勢調査

2 子育て支援の状況

(1) 保育所利用者の状況

保育所利用者は、令和2年の130人から令和5年の99人と減少傾向で推移していましたが、令和6年に増加し119人となっています。

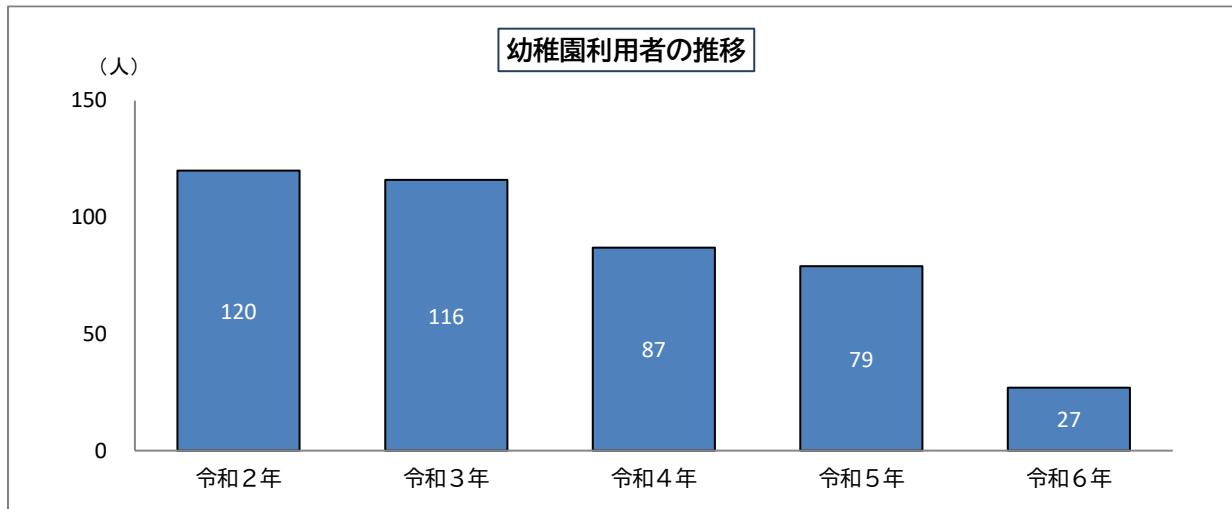


施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
岩内町立東山保育所	42	39	36	-	-
岩内町立中央保育所	49	50	40	-	-
岩内町立西保育所	39	35	33	-	-
いわない東保育所	-	-	-	67	84
いわない西保育所	-	-	-	32	35
合計	130	124	109	99	119

資料：各年5月1日現在

(2) 幼稚園利用者の状況

幼稚園利用者の合計は、令和2年の120人から令和5年の79人と減少傾向で推移しています。

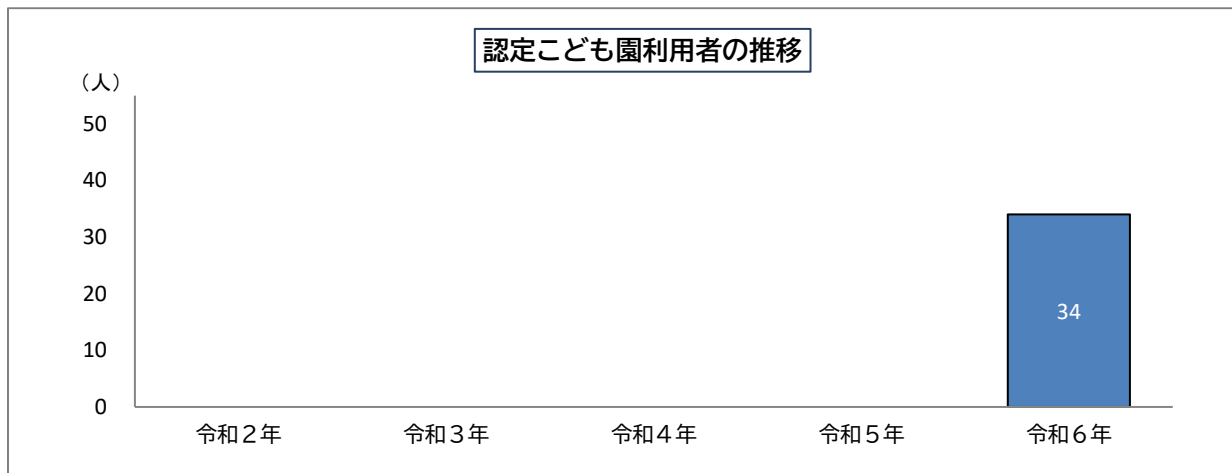


施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
岩内幼稚園	60	65	52	43	-
高田幼稚園	60	51	35	36	27
合計	120	116	87	79	27

資料:各年5月1日現在

(3) 認定こども園利用者数の推移

令和6年に岩内幼稚園が認定こども園に移行し、認定こども園の利用者は34人となっています。

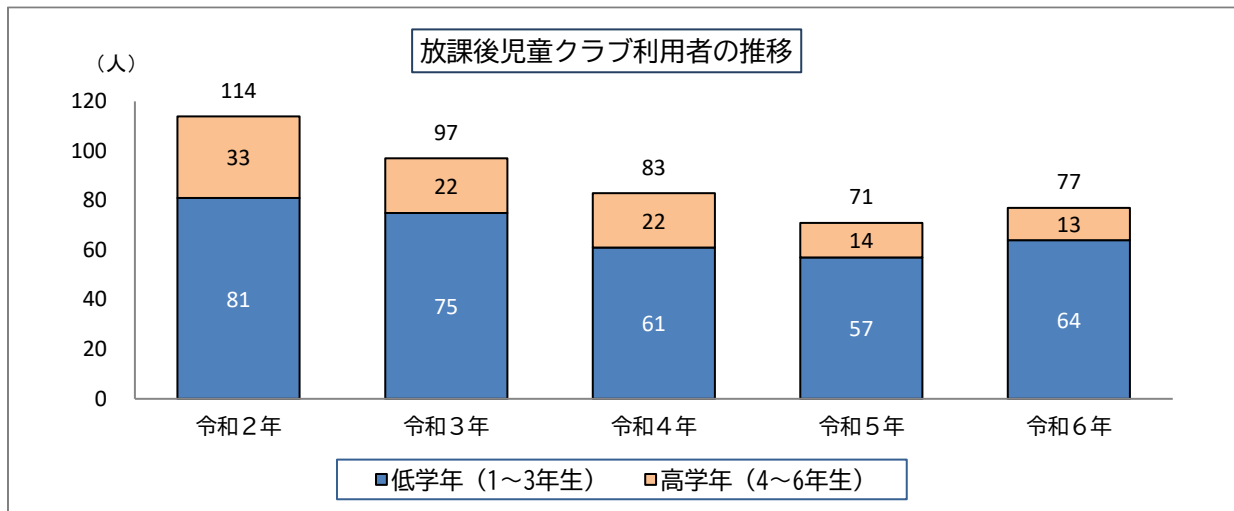


施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
岩内幼稚園	-	-	-	-	34
合計	-	-	-	-	34

資料:各年5月1日現在

(4)放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者の合計は、令和2年の114人から令和4年の71人まで減少で推移していましたが、その後増加に転じ、令和6年には77人となっています。



低学年(1~3年生)

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
岩内東小学校学童保育所	48	44	42	43	46
岩内西小学校学童保育所	33	31	19	14	18
合計	81	75	61	57	64

資料:各年5月1日現在

高学年(4~6年生)

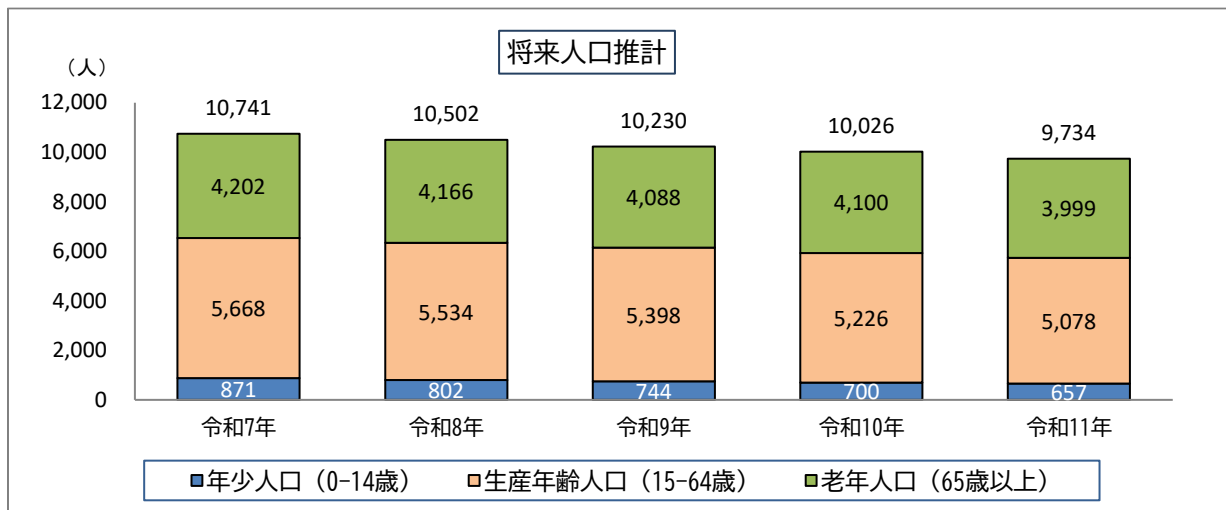
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
岩内東小学校学童保育所	18	10	10	5	4
岩内西小学校学童保育所	15	12	12	9	9
合計	33	22	22	14	13

資料:各年5月1日現在

3 将来人口推計

以下に、令和7年から令和11年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに減少傾向にあり、計画最終年の令和11年には総人口が9,734人、年少人口が657人と見込まれます。



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口 (0~14歳人口)	871	802	744	700	657
未就学児 (0~5歳)	254	245	248	236	224
小学生 (6~11歳)	367	338	310	284	259
中学生 (12~14歳)	250	219	186	180	174
生産年齢人口 (15~64歳)	5,668	5,534	5,398	5,226	5,078
老年人口 (65歳以上)	4,202	4,166	4,088	4,100	3,999
総人口	10,741	10,502	10,230	10,026	9,734

コーホート法による推計

※コーホートとは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来人口を推計する方法です。

4 アンケート調査結果

(1)調査の目的

本計画を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、今後の子育てサービスのニーズ量を把握するとともに、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

(2)調査対象者

- 就学前児童調査：岩内町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方
- 小学生児童調査：岩内町在住の小学生児童をお持ちの保護者の方

(3)調査方法

- 就学前児童調査：郵送による配布・回収調査
- 小学生児童調査：郵送による配布・回収調査

(4)調査期間

令和6年5月31日～6月21日

(5)回収状況

調査種類	調査対象者数	有効回収数	有効回答率
就学前児童調査	218	106	48.62%
小学生児童調査	277	133	48.01%

(6)集計にあたっての注意点

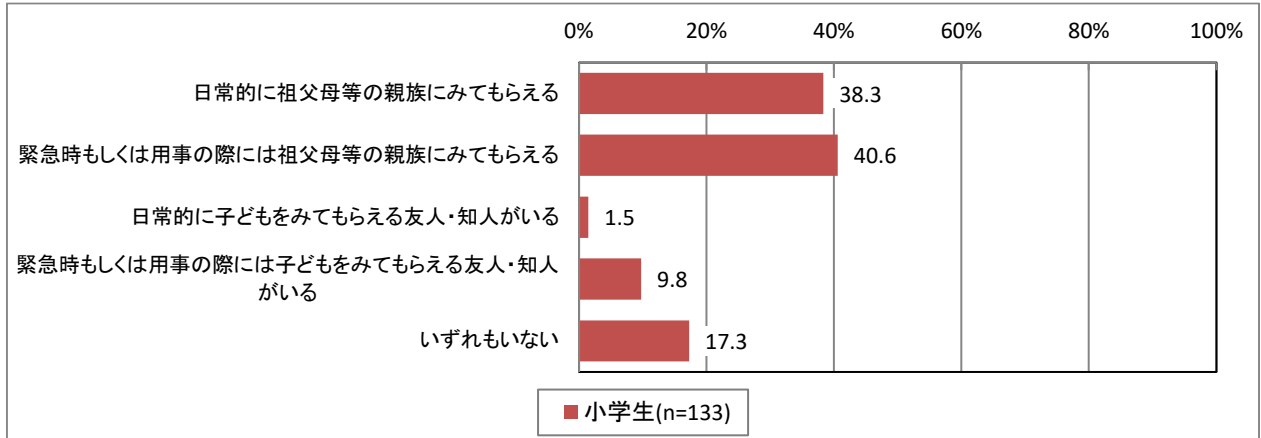
- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、全ての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の”n=”は、各設問の対象者数を表しています。

(7)調査結果

① 子育てに関する周囲の協力者の状況(小学生児童のみ)

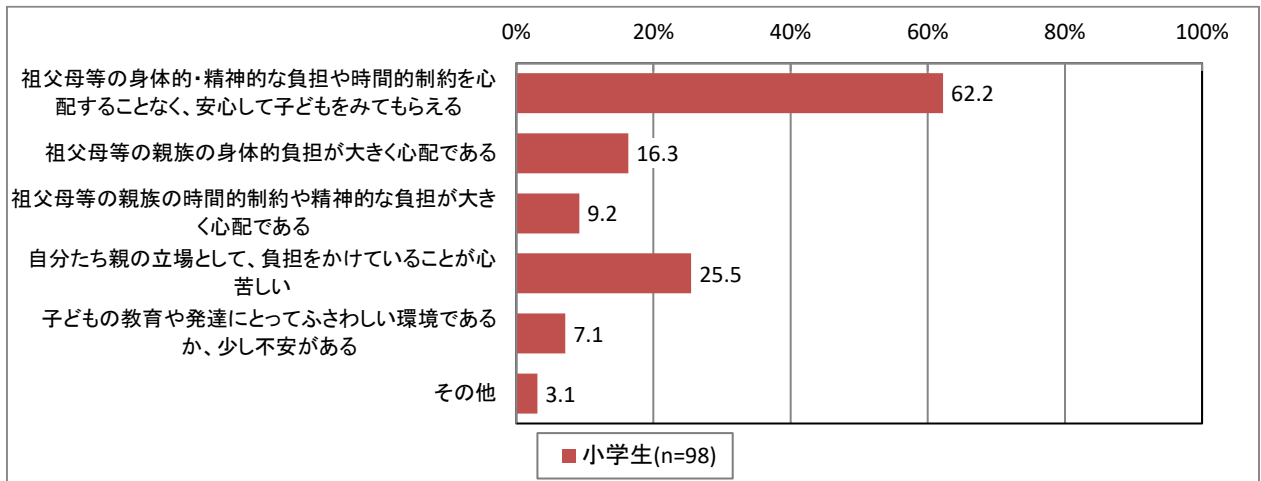
【子育てに関する協力者の状況】

子育てに関する周囲の協力者の状況を見ると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は17.3%となっています。



【祖父母等にみてもらえる場合の保護者の心理状況】

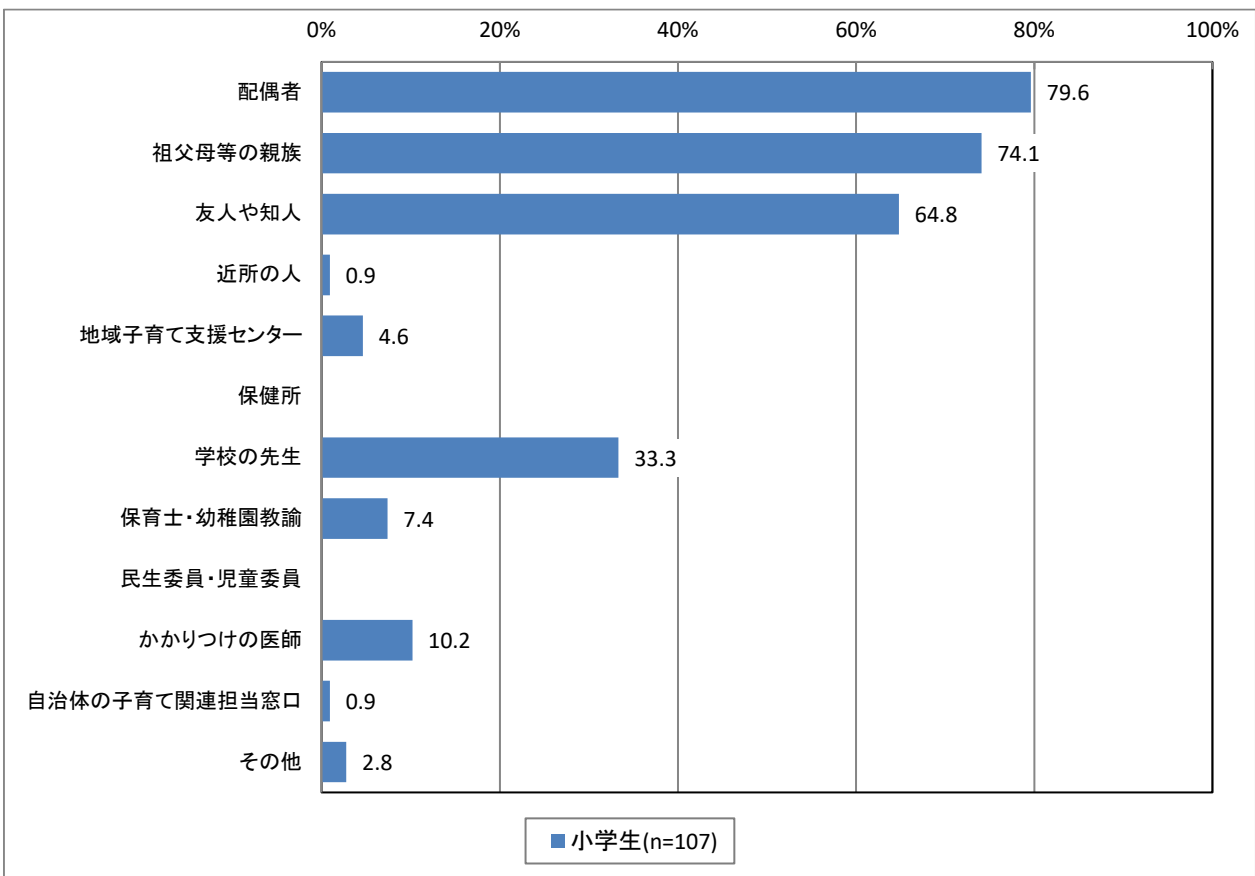
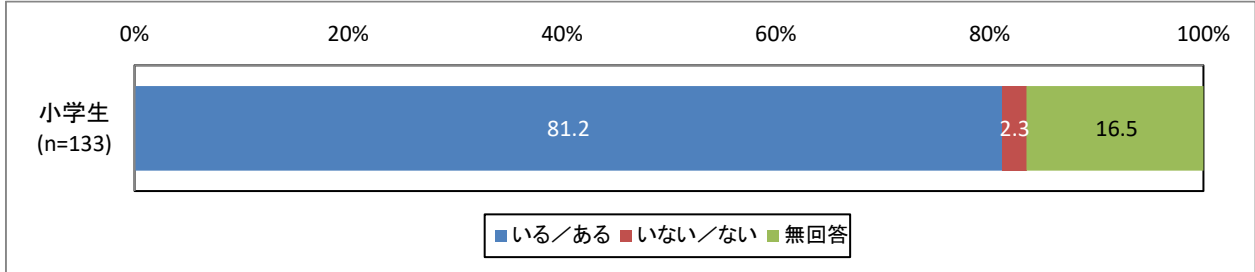
保護者が祖父母等の親族にみてもらえるケースでも、9.2%が「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。



② 子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる人(小学生児童のみ)

【子育てをする上での相談先の有無及び具体的な相談先】

子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる人では、「いる」が81.2%と非常に多くっており、具体的な人では「配偶者」「祖父母等の親族」「友人や知人」という身近な人が多くなっています。



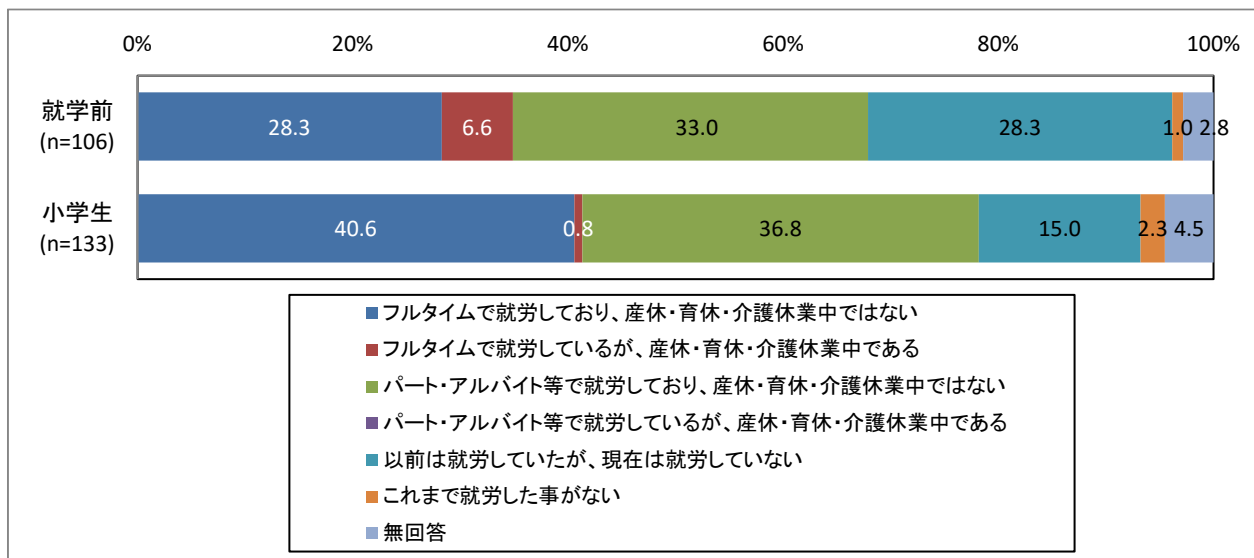
【考察】

日常的に子どもをみてる親族・知人の有無で、「いずれもない」の回答が小学生児童で17.3%いるとともに、子育てをする上で相談できる人・場所の有無で、「いない/ない」の回答が2.3%おり、孤立する可能性のある家庭が数は少ないものの一定程度いることがうかがえます。

③ 保護者の就労状況

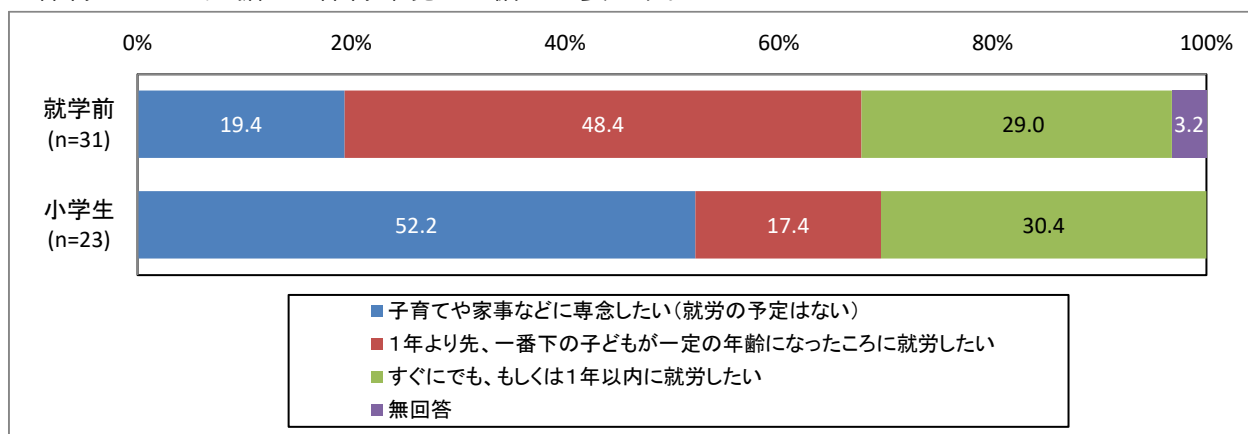
【母親の就労状況】

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で 67.9%、小学生児童で 78.2%となっています。



【母親の今後の就労希望】

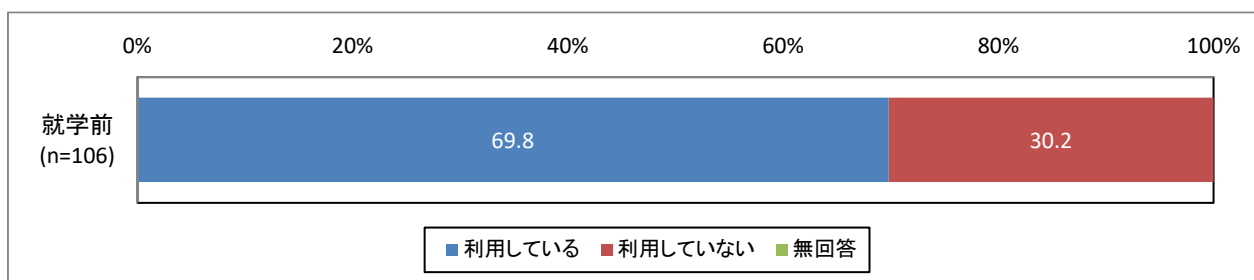
現在、就労していないと回答した母親の今後の就労希望は、就学前児童で 77.4%、小学生児童で 47.8%となっています。就労を希望する母親の割合が高いことから、今後増加すると考えられる保育ニーズを見据えた保育環境の整備が必要です。



④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童のみ)

【現在の利用状況】

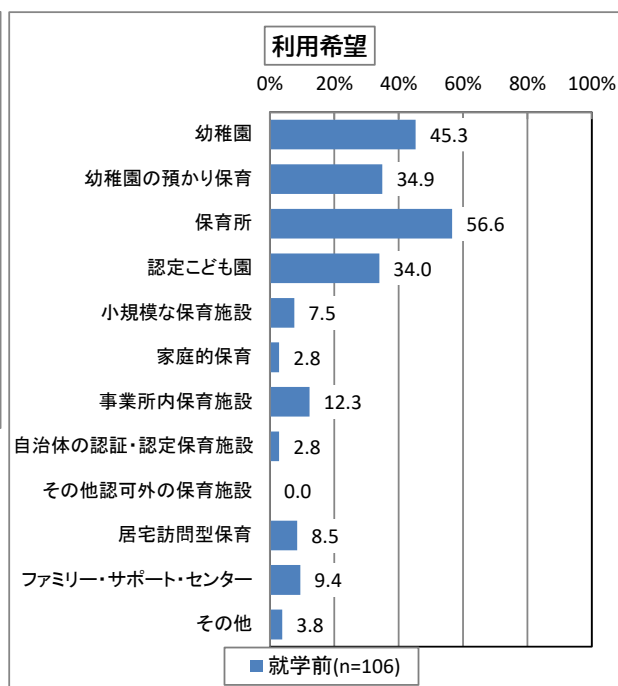
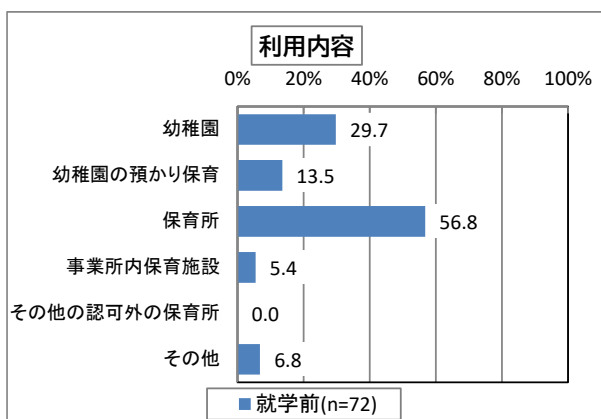
幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は 69.8%となっています。



【利用内容・利用希望】

平日の定期的な教育・保育事業の利用内容は、「保育所」56.8%、「幼稚園」29.7%、「幼稚園の預かり保育」13.5%の順となっています。

今後希望する定期的な教育・保育の事業は「保育所」56.6%、「幼稚園」45.3%、「幼稚園の預かり保育」34.9%の割合が高く、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」では利用状況より今後のニーズが高くなっています。



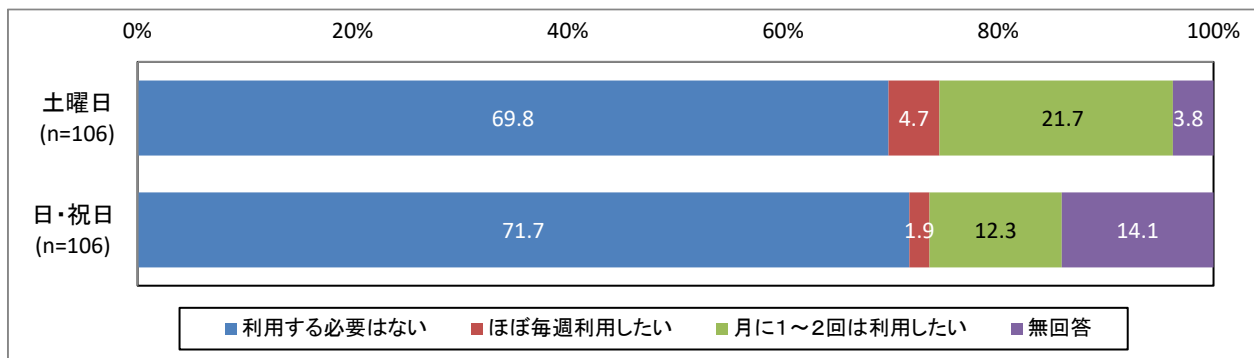
【考察】

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」、「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で 67.9%、小学生児童で 78.2%となっています。また、現在、就労していないと回答した母親の今後の就労希望は、就学前児童で 77.4%、小学生児童で 47.8%となっており、子育てをしながらフルタイムで働く母親の増加を勘案し、仕事と育児の両立ができるよう、子育て中の保護者に対する支援策を強化する必要があります。

⑤ 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望(就学前児童のみ)

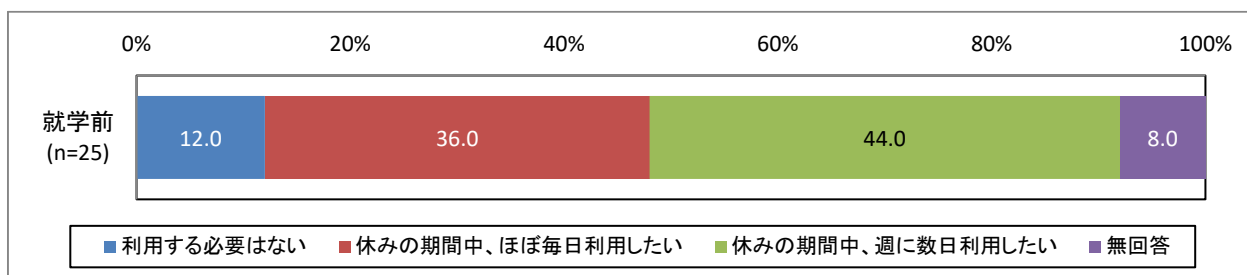
【土曜・休日の利用希望】

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせた『利用したい』は、土曜日が26.4%、日曜日・祝日は14.2%となっています。



【幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望】

幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望をみると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」と「休みの期間中、週に数日利用したい」を合わせた『利用したい』は80.0%となっています。



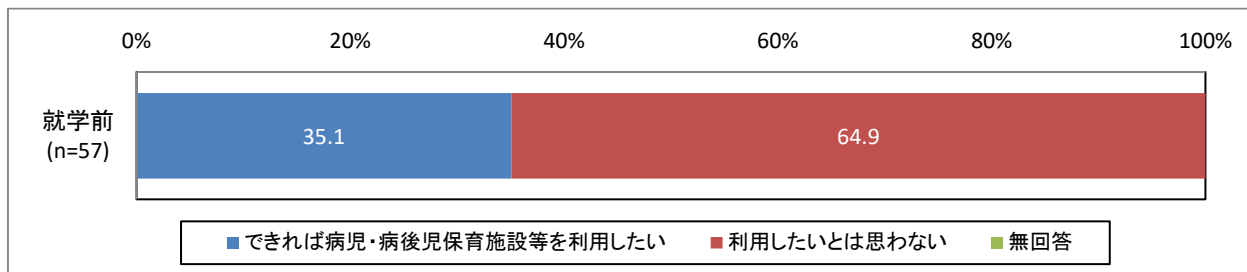
【考察】

土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中の教育・保育事業の利用希望については土曜日では26.4%、日曜日・祝日で14.2%、長期休暇中で80.0%となっています。土曜日や長期休業中の教育・保育事業のニーズが高く、今後の就労意向も踏まえると、利用ニーズがさらに増加することが考えられます。子育てにおけるリフレッシュの為に土曜日や長期休業中の教育・保育事業の整備が必要とされます。

⑥ 病児・病後児保育施設の利用意向と未利用理由(就学前児童のみ)

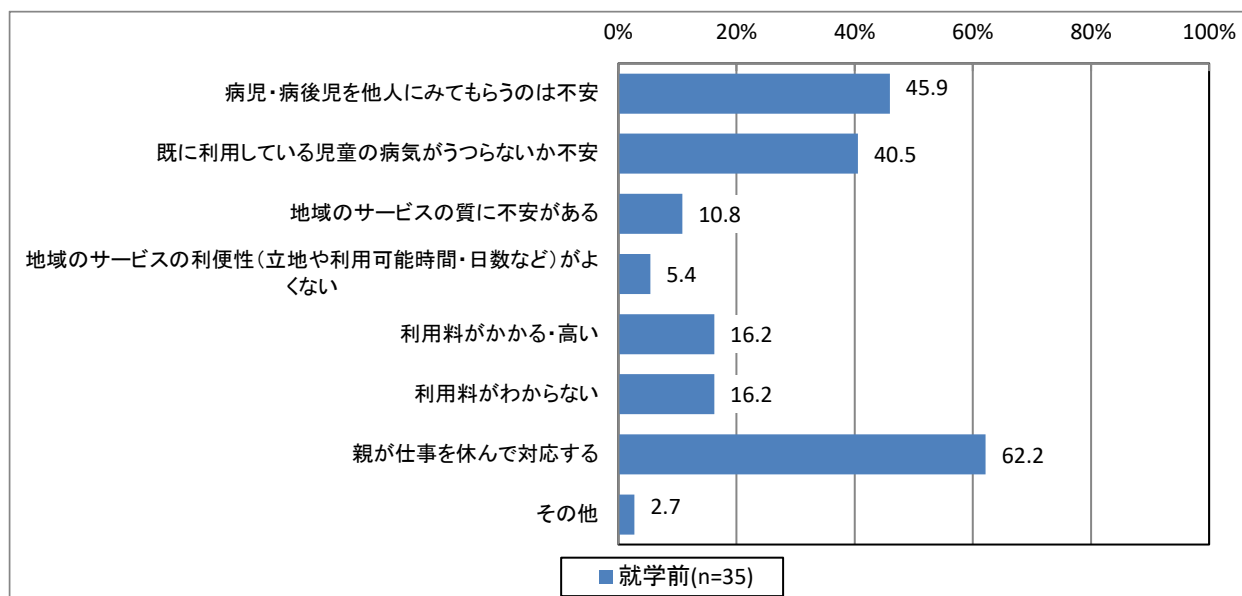
【病児・病後児保育事業の利用意向】

病児・病後児保育事業の利用意向をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が35.1%となっています。一方、「利用したいとは思わない」では64.9%となっています。



【病児・病後児保育事業の未利用理由】

病児・病後児保育事業を利用したいとは思わない理由として、「親が仕事を休んで対応する」が最も高くなっています。



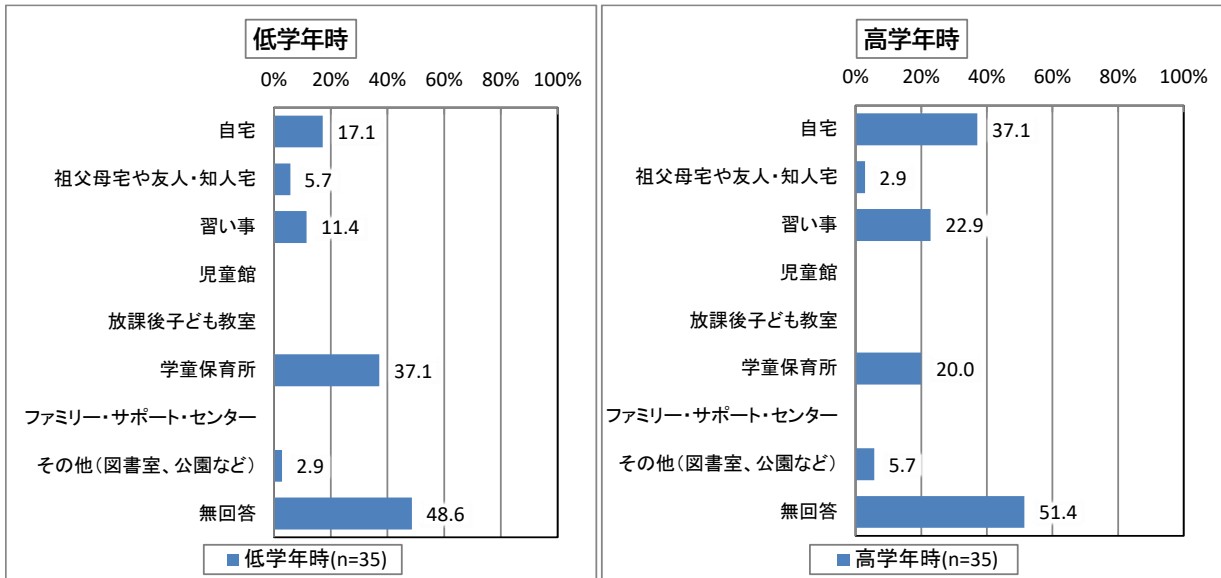
【考察】

病児・病後児保育の利用希望は、就学前児童で35.1%となっています。また、利用したくない理由では「親が仕事を休んで対応する」、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」などが上位となっていることから、安心して利用できる事業体制、運営の整備を検討していく必要があります。

⑦ 学童保育所

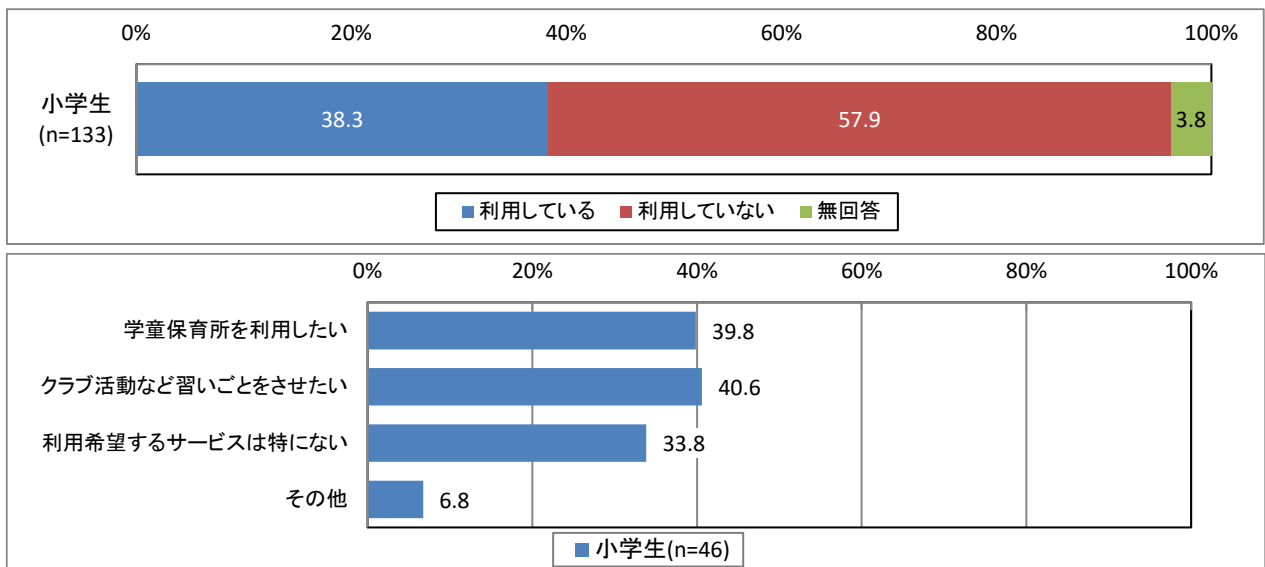
【5歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方】

5歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方について、低学年時の「学童保育所」に関する利用希望をみると37.1%、高学年時では20.0%となっています。



【学童保育所の利用状況・利用希望】

小学生児童の「学童保育所」の利用状況は38.3%となっており、今後の利用希望は39.8%となっています。



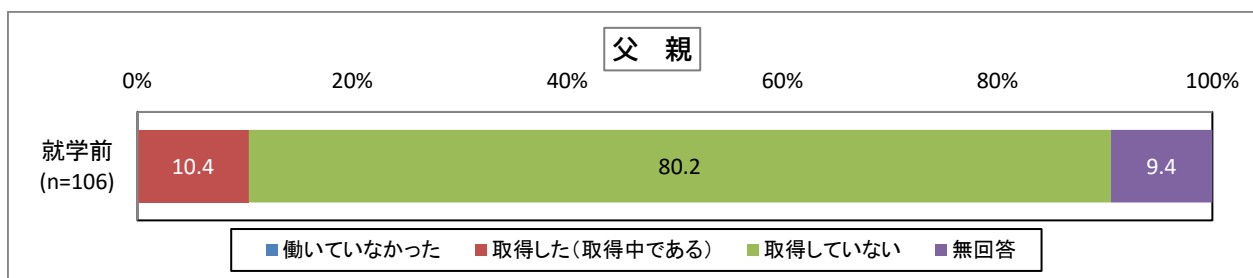
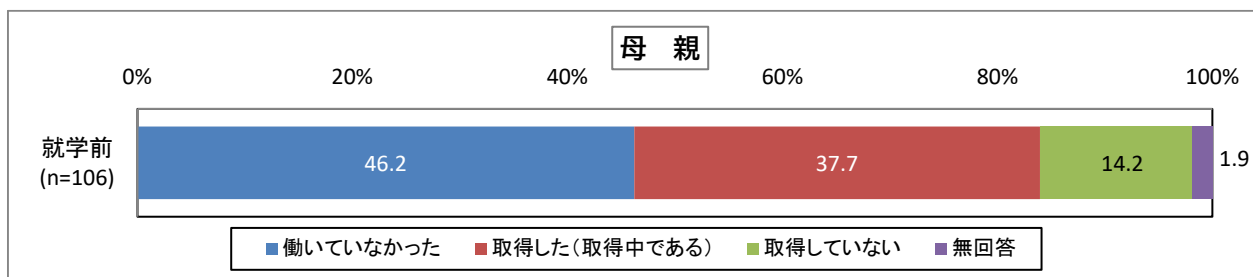
【考察】

学童保育所の利用状況は、小学生児童で38.3%となっています。子どもの放課後の安全な過ごし方に対しては、学童保育所は一定の役割を担っています。子どもを一時的に預かるだけでなく、学力の向上をはじめ、子どもの成長に繋がる事業内容を充実するなど、小学生のニーズに即した事業運営が求められます。

⑧ 育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援制度(就学前児童のみ)

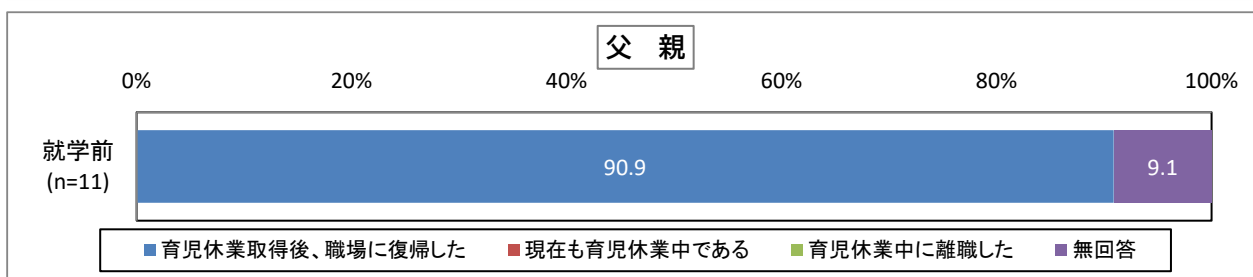
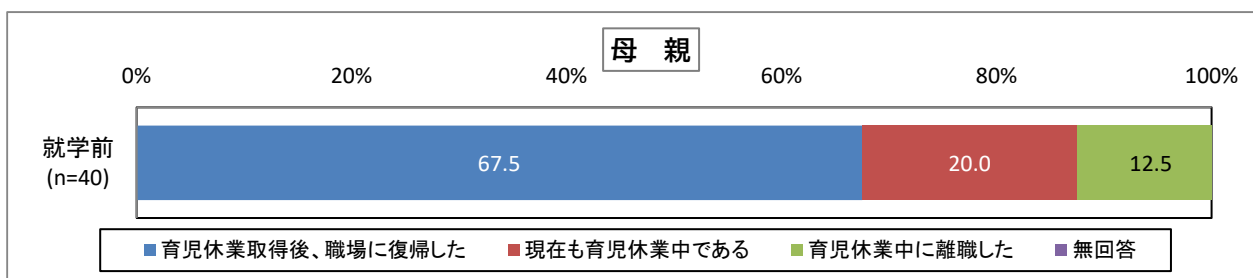
【育児休業の取得状況】

育児休業を取得または取得中の母親は 37.7%、父親は 10.4%となっています。



【職場復帰の状況】

休業取得後に職場復帰した母親は 67.5%、育児休業中の母親は 20.0%となっており、休業取得後に職場復帰した父親は 90.9%となっています。



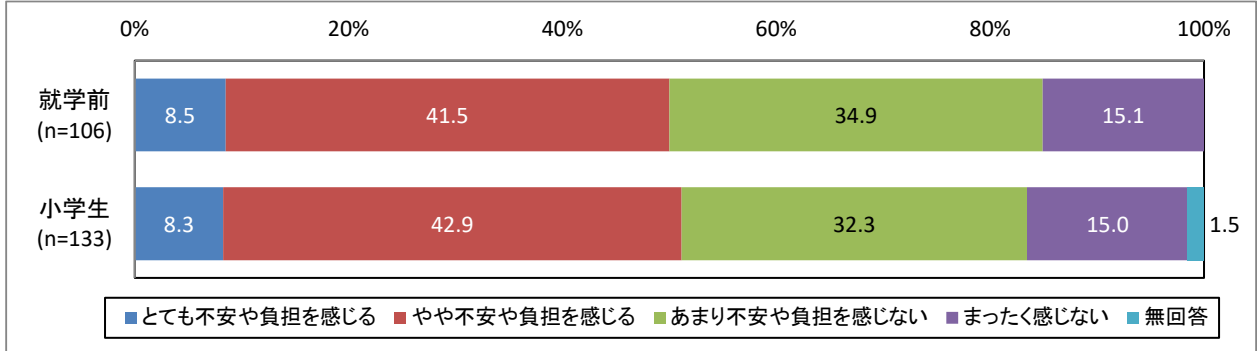
【考察】

育児休業の取得率は母親で 37.7%・父親で 10.4%となっており、まだ、父親の育児休業取得の困難さがうかがえます。父親が育児休業を取得しやすい職場環境づくりをはじめ、安心して出産・育児ができる職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図る必要があります。

⑨ 子育てに関する不安や悩み

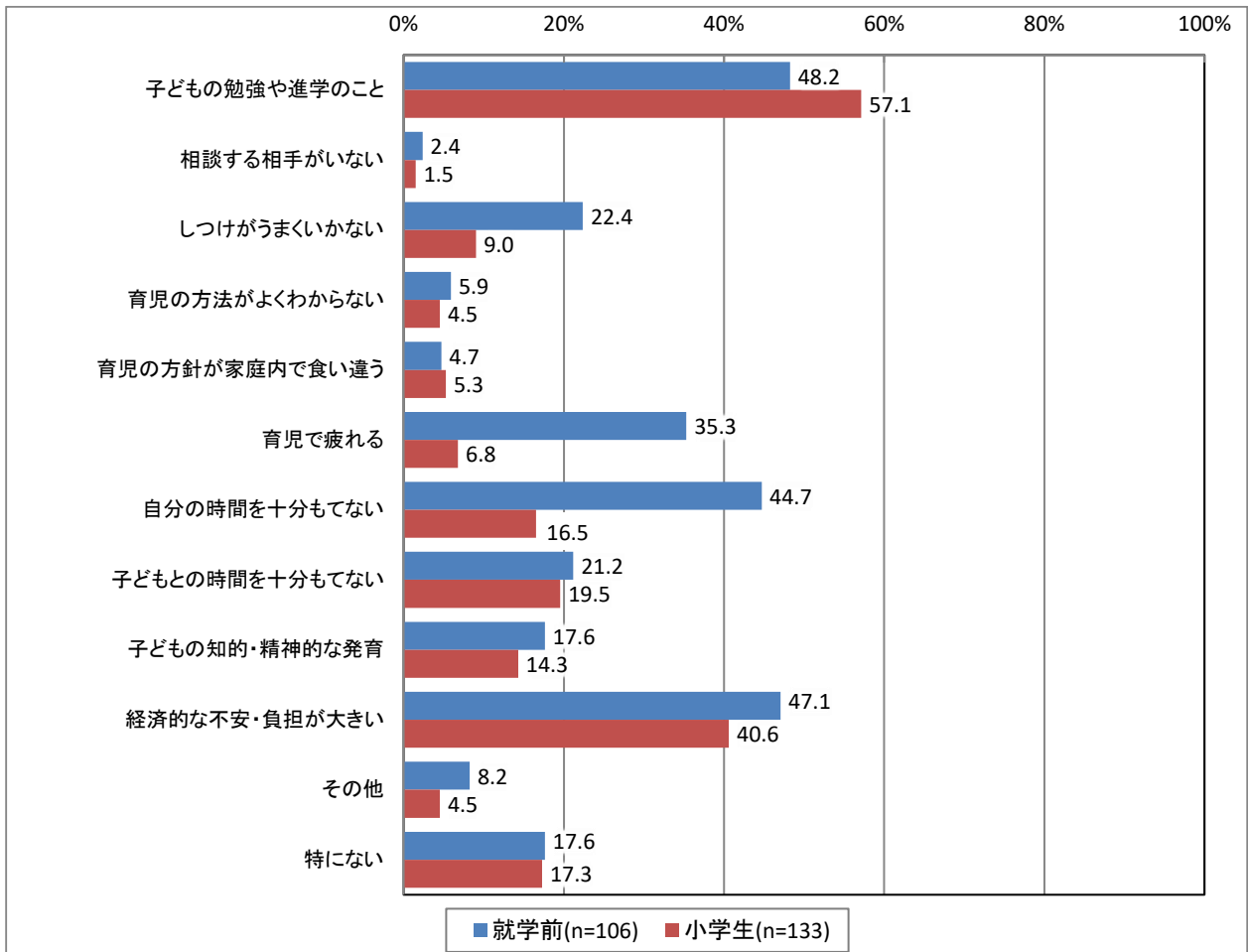
【子育てに関する不安や負担の状況】

子育てに関する不安や負担を感じる人は、就学前児童で 50.0%、小学生児童では 51.2%となっています。



【子育てに関する不安や悩みの内容】

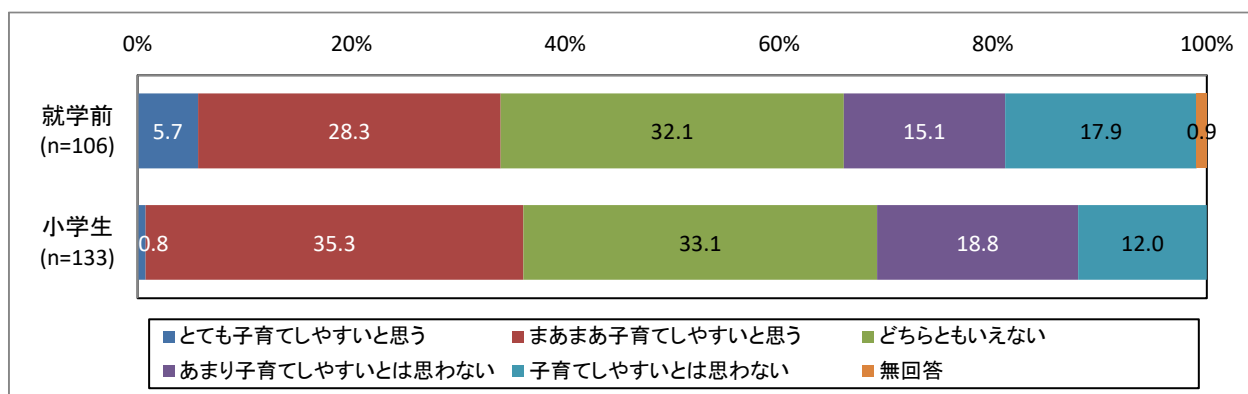
子育てについての不安や悩みでは、就学前児童で「子どもの勉強や進学のこと」「経済的な不安・負担が大きい」「自分の時間を十分もてない」、小学生児童で「子どもの勉強や進学のこと」「経済的な不安・負担が大きい」などが多くなっています。



⑩ 本町の子育て環境

【本町の子育て環境】

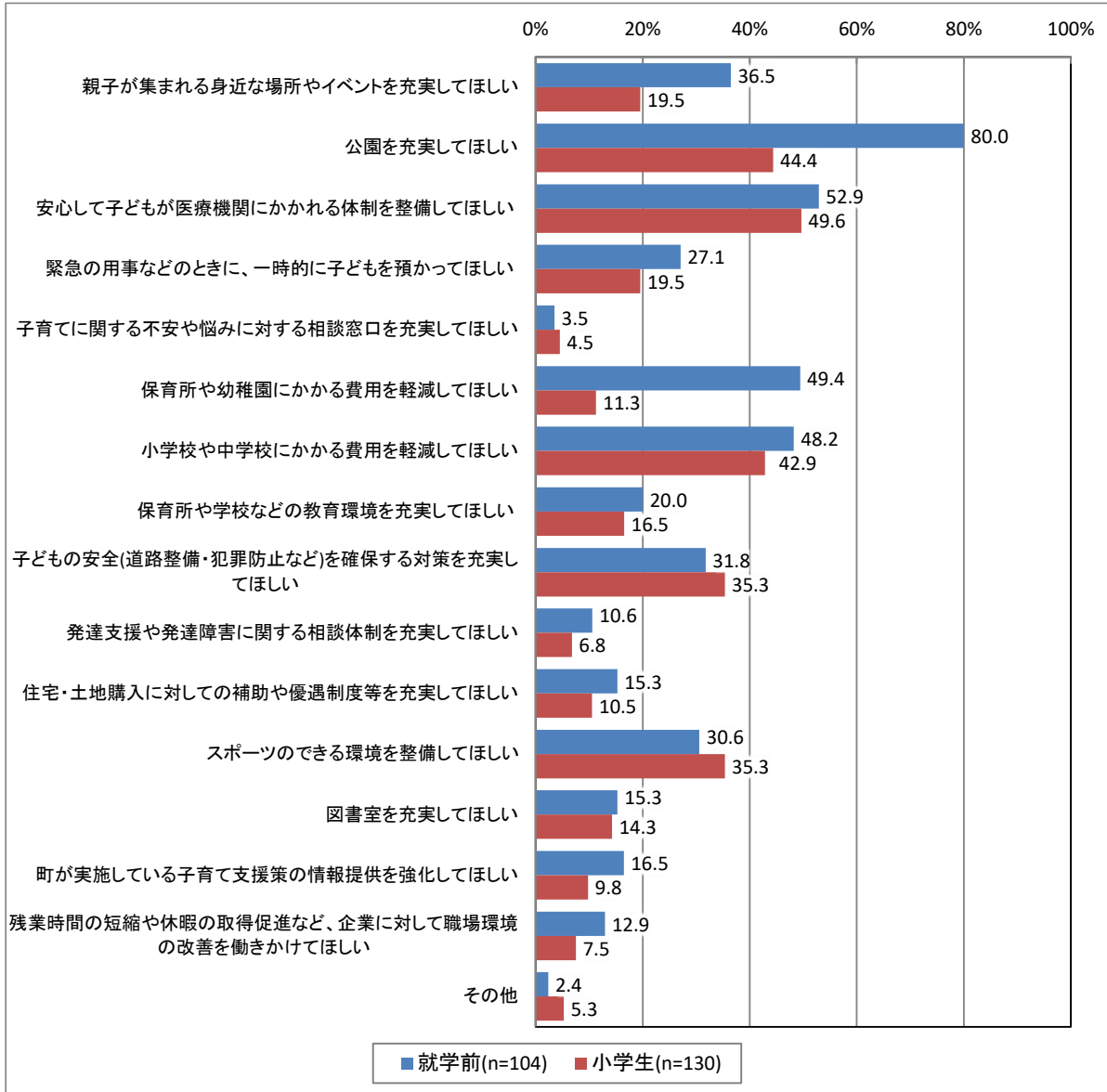
本町の子育て環境に関しては、就学前児童では、「とても子育てしやすいと思う」5.7%、「まあまあ子育てしやすいと思う」28.3%をあわせた『子育てしやすい』とした回答が 34.0%、小学生児童では、「とても子育てしやすいと思う」0.8%、「まあまあ子育てしやすいと思う」35.3%をあわせた『子育てしやすい』36.1%と、ともに低くなっています。



⑪ 子育て支援策について

【本町に期待する子育て支援策】

期待する子育て支援策では、就学前児童で「公園を充実してほしい」「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」、小学生児童で「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」「公園を充実してほしい」などが多くなっています。



【考察】

子育て環境に関する評価をみると、「とても子育てしやすいと思う」、「まあまあ子育てしやすいと思う」をあわせた『子育てしやすい』とした回答は、就学前児童で 34.0%、小学生児童で 36.1%と、評価は若干低いと言えます。この評価を引き上げるためには、子育て中の保護者の視点に立った施策の取り組みが必要と考えられます。また、ニーズとして上位にあがっている子育て支援策に関して、現在の取り組みに関する精査を行うとともに、新たな取り組みの検討を行うなど充実を図る必要があります。

第3章

第2期事業計画の評価等

第3章 第2期事業計画の評価等

第2期事業計画で設定した見込量に対する計画期間の実績から、第2期事業計画の評価や各事業の利用状況を整理しました。

1 教育・保育

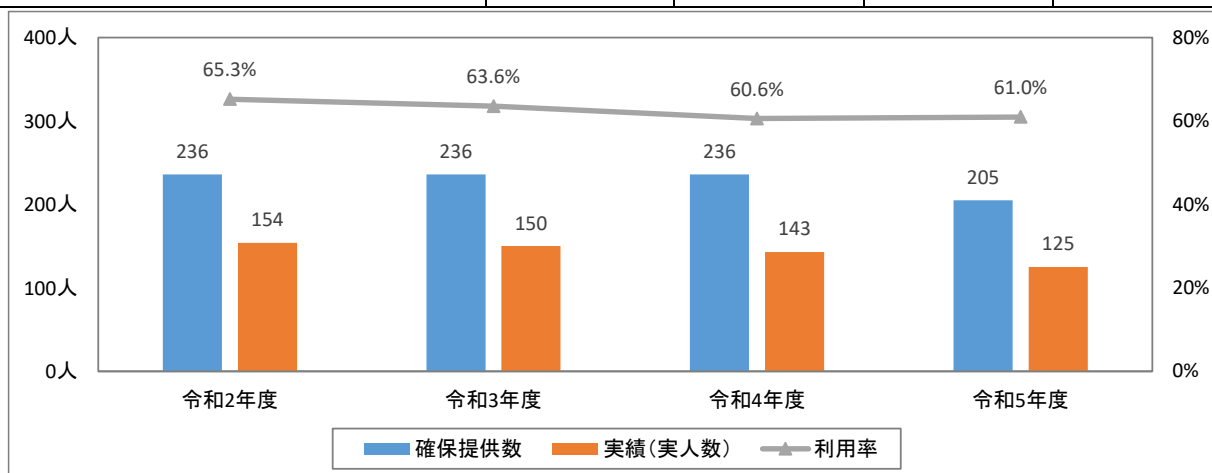
(1) 保育施設(認可保育所・認可外保育施設)

認可保育所等は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳から小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かり保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

保育施設における第2期計画期間の全体の実績は、令和2年度の154人から令和5年度には125人と減少傾向で推移しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	163	160	153	141
2号認定(3~5歳)	92	90	85	77
3号認定(0歳)	11	10	10	9
3号認定(1・2歳)	60	60	58	55
確保提供数	236	236	236	205
実績	154	150	143	125
2号認定(3~5歳)	103	89	81	71
3号認定(0歳)	8	10	11	4
3号認定(1・2歳)	43	51	51	50
利用率(実績/確保提供数)	65.3%	63.6%	60.6%	61.0%



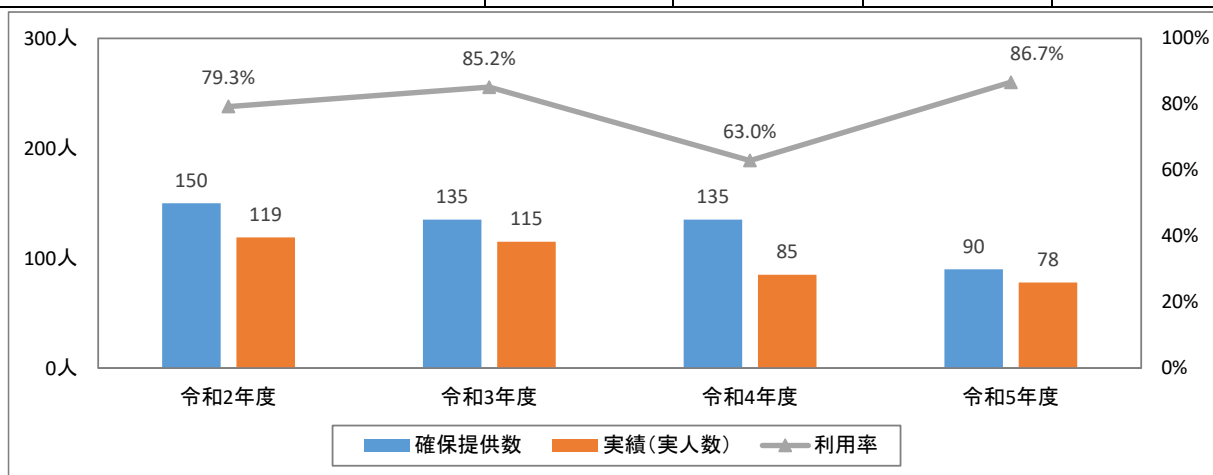
(2)特定教育施設(幼稚園・認定こども園)

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

特定教育施設における第2期計画期間の実績は、令和2年度の119人から令和5年度には78人と減少傾向で推移しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	138	135	127	116
確保提供数	150	135	135	90
実績	119	115	85	78
利用率(実績/確保提供数)	79.3%	85.2%	63.0%	86.7%



2 地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

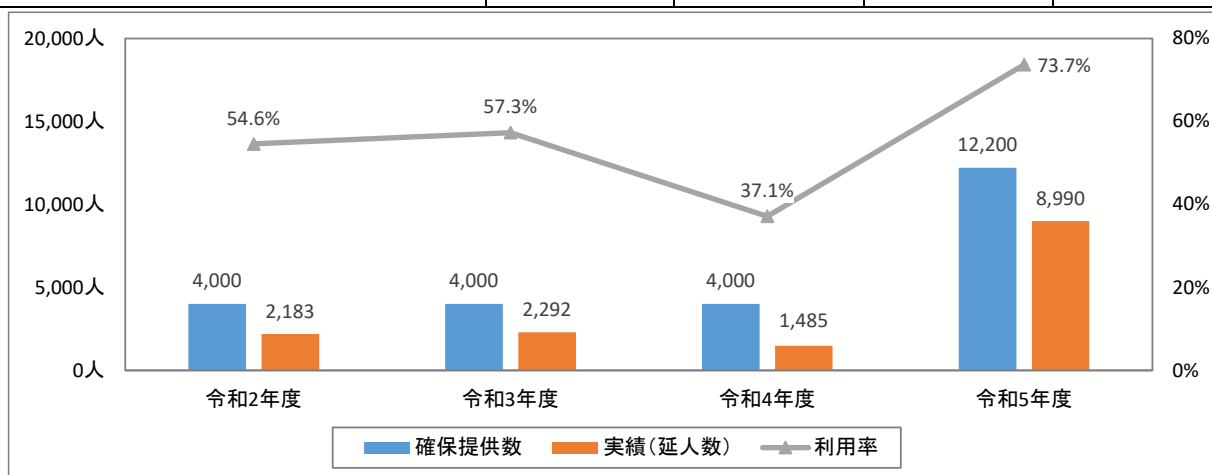
こちらの事業については計画策定時より量の見込みや確保方策の数値は示していないものの、子育て家庭や妊産婦からの相談に応じて、関係機関の担当者に繋げる相談・支援体制を整えています。

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業における第2期計画期間の実績は、令和5年度に開設した、いわない地域子育て支援センター(あすばら)の影響により 8,990 人と大きく増加しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	2,922	2,856	2,774	2,626
確保提供数	4,000	4,000	4,000	12,200
実績	2,183	2,292	1,485	8,990
利用率(実績/確保提供数)	54.6%	57.3%	37.1%	73.7%



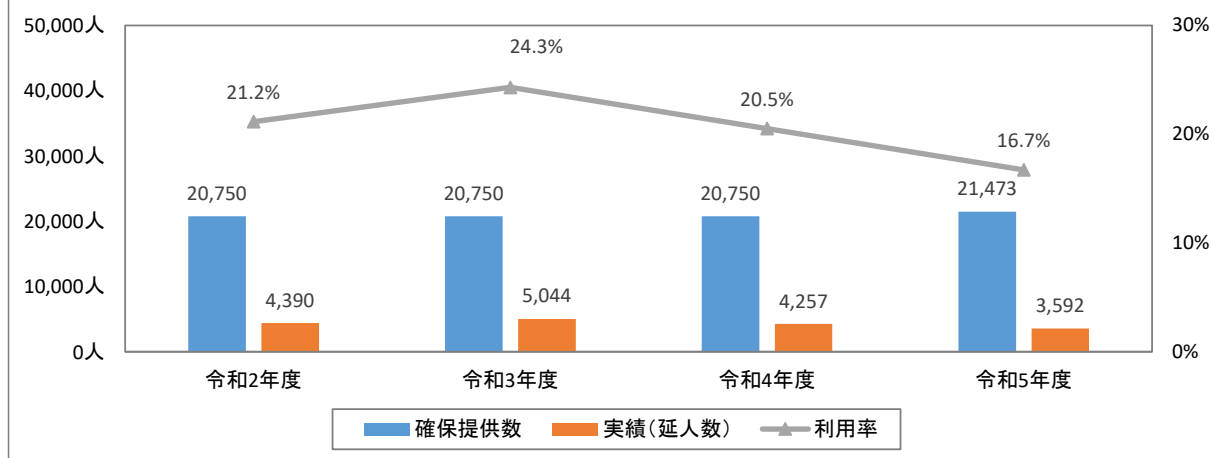
(3)一時預かり事業

幼稚園型事業は、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

幼稚園型を除く事業は、病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について、いわない地域子育て支援センター(あすばら)で一時的に預かる事業です。

一時預かり事業における第2期計画期間の実績は、令和2年度の 4,390 人から令和5年度の 3,592 人と年度ごとの増減はみられるものの減少しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	2,881	2,814	2,651	2,421
幼稚園型	2,881	2,814	2,651	2,421
幼稚園型を除く	0	0	0	0
確保提供数	20,750	20,750	20,750	21,473
幼稚園型	20,750	20,750	20,750	20,750
幼稚園型を除く	0	0	0	723
実績	4,390	5,044	4,257	3,592
幼稚園型	4,390	5,044	4,257	3,446
幼稚園型を除く	0	0	0	146
利用率(実績/確保提供数)	21.2%	24.3%	20.5%	16.7%



(4)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

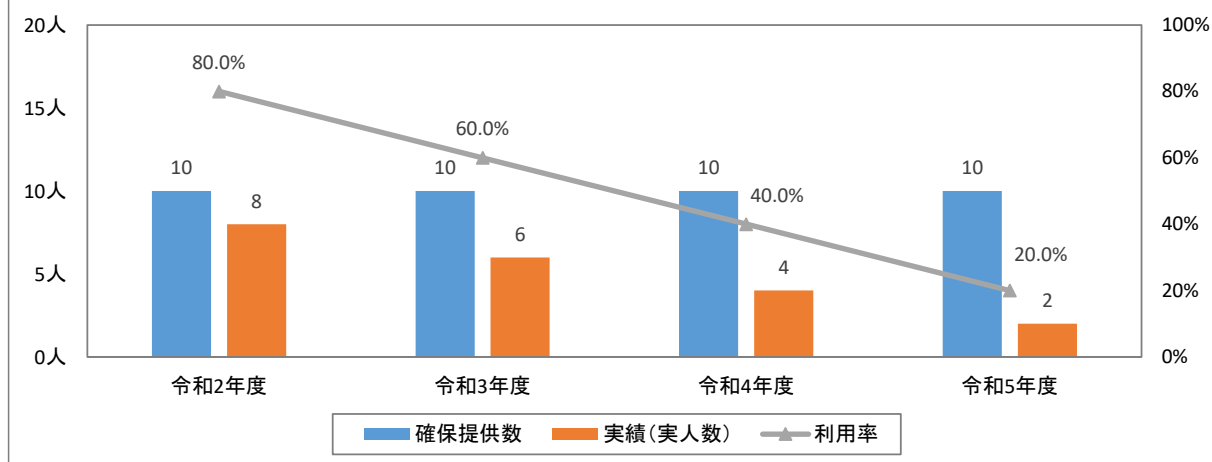
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)に関しては、第2期の見込及び実績ともにありませんでした。

(5)子育て短期支援事業(ショートステイ)

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

子育て短期支援事業(ショートステイ事業)における第2期計画期間の実績は、令和2年度の8人から令和5年度には2人と減少傾向で推移しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	10	10	10	10
確保提供数	10	10	10	10
実績	8	6	4	2
利用率(実績/確保提供数)	80.0%	60.0%	40.0%	20.0%

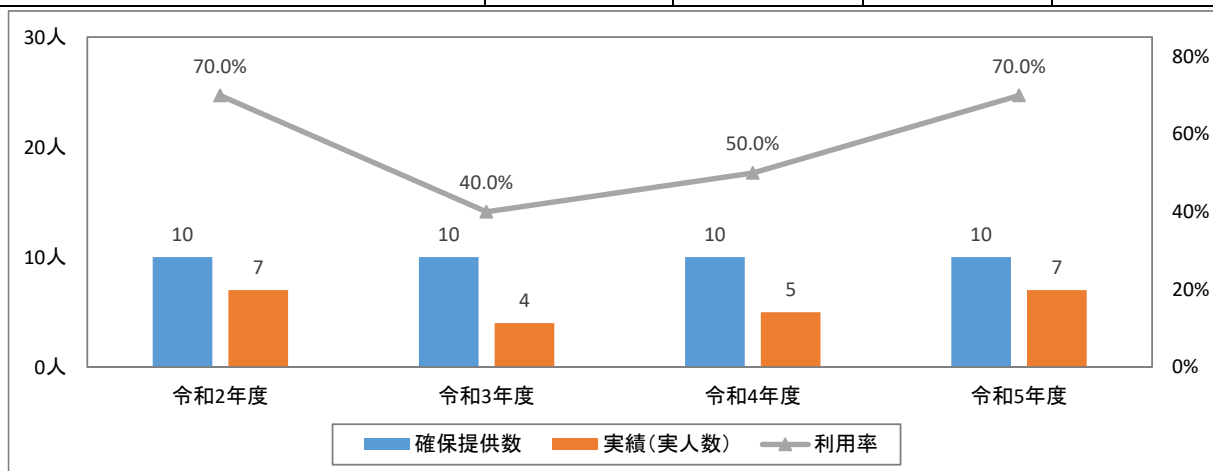


(6)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所で保育を実施する事業です。

延長保育事業における第2期計画期間の実績は、年度ごとにばらつきがみられ、令和5年度には7人となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	5	5	5	5
確保提供数	10	10	10	10
実績	7	4	5	7
利用率（実績／確保提供数）	70.0%	40.0%	50.0%	70.0%



(7)病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

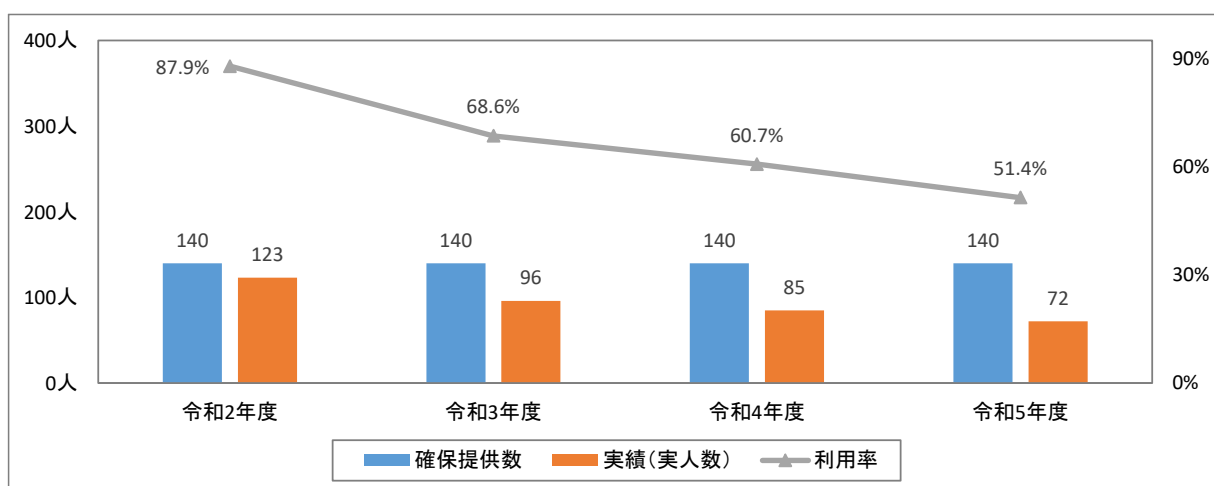
病児保育事業に関しては、第2期の見込及び実績ともにありませんでした。

(8)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

放課後児童健全育成事業における第2期計画期間の全体の実績は、令和2年度の123人から令和5年度には72人と減少傾向で推移しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	101	92	88	86
低学年(6~8歳)	69	61	58	61
高学年(9~11歳)	32	31	30	25
確保提供数	140	140	140	140
実績	123	96	85	72
低学年(6~8歳)	84	74	62	56
高学年(9~11歳)	39	22	23	16
利用率(実績/確保提供数)	87.9%	68.6%	60.7%	51.4%



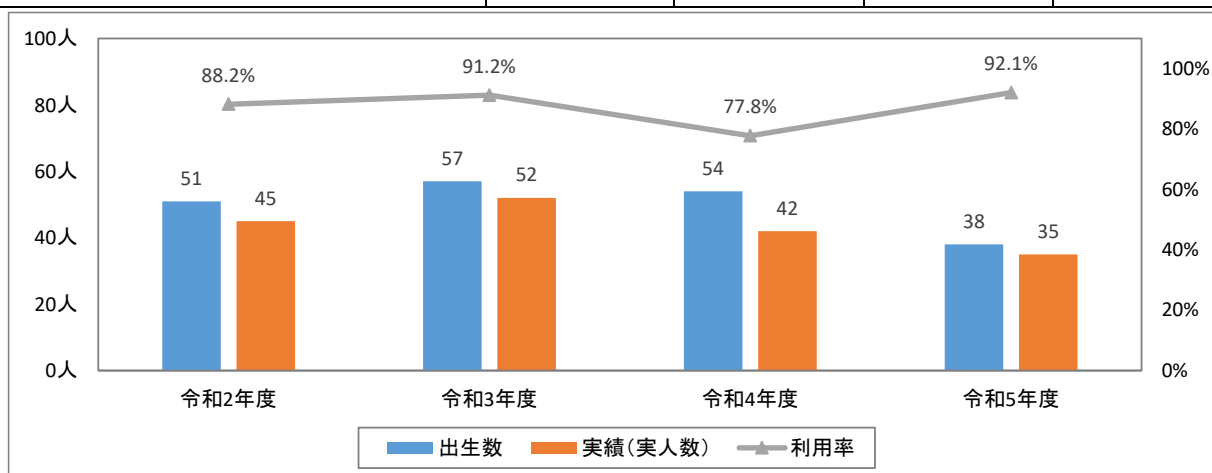
(9)乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業における第2期計画期間の実績は、令和2年度の 45 人から令和5年度の 35 人と年度ごとの増減はみられるものの減少しています。

なお、出生数と訪問実績との差は、里帰り出産等により訪問できない世帯数となりますが、訪問すべき家庭については全ての家庭を訪問しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	59	55	54	50
出生数	51	57	54	38
実績	45	52	42	35
利用率（実績／出生数）	88.2%	91.2%	77.8%	92.1%

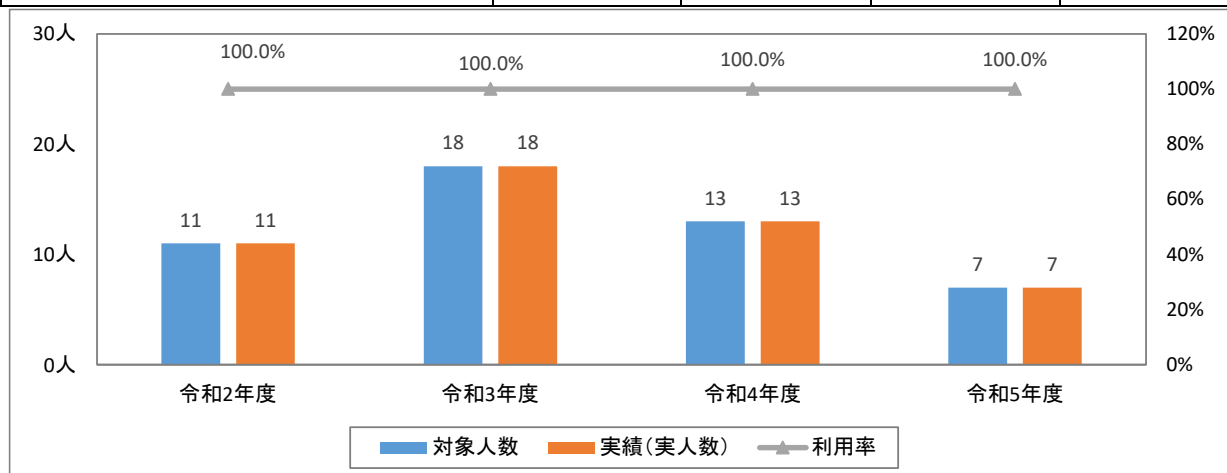


(10) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

養育支援訪問事業における第2期計画期間の実績は、令和2年度の11人から令和5年度の7人と年度ごとの増減はみられるものの減少しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	55	55	55	55
対象人数	11	18	13	7
実績	11	18	13	7
利用率（実績／対象人数）	100%	100%	100%	100%

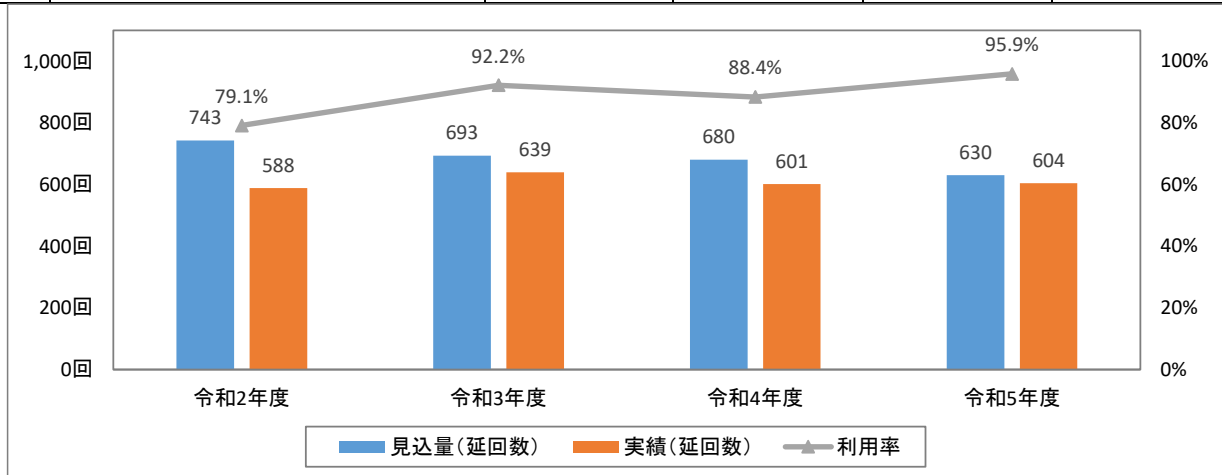


(11)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査事業における第2期計画期間の全体の受診件数実績は、令和2年度の 588 回から令和5年度の 604 回と年度ごとの増減はみられるものの増加しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量				
受診件数（延回数）	743	693	680	630
実績				
受診者数（実人数）	82	85	73	58
受診件数（延回数）	588	639	601	604
利用率（実績／見込）				
受診件数（延回数）	79.1%	92.2%	88.4%	95.9%



第4章

計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、地域や社会全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることで、保護者が子育てに対する不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができ、かつ、未来を担う子どもたちが健やかに成長することができる社会の実現を目指すことを基本理念とし、第2期岩内町子ども・子育て支援事業計画を継承するとともに、岩内町子ども・子育て会議及びアンケート調査等の結果を踏まえ、岩内町の目指す将来像を次のように定めます。

2 計画の基本的な目標

(1)子どもの視点にたった環境づくり

子どもは、地域の希望、未来をつくる力です。そのためには、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適正な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもが健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

〈主な施策〉

- 教育・保育(保育所・幼稚園・認定こども園)の充実
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

(2)保護者の視点にたった親育づくり

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのためには、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

〈主な施策〉

- 妊婦健康診査事業・乳児家庭全戸訪問事業・産後ケア事業など

(3)人と人とのつながりある地域づくり

「全ての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が共同し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

また、令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律により、母子保健と児童福祉が一体となって実情に応じた切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされました。全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の早期設置に向けた準備を進めます。

〈主な施策〉

- 利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業など
- こども家庭センター

第5章

子ども・子育て支援事業計画

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、国が定める基本指針に即して策定することとされています。

国においては、こども未来戦略の「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部改正を行い、子ども・子育て支援事業計画に関わる基本指針の改正が行われました。

〈国が新たに講ずる施策〉

- ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組
- 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- 共働き・共育ての推進

〈主な改正内容〉

- 産後ケア事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び本町における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

(1)教育・保育提供区域の考え方

- | |
|---|
| ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。 |
| ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。 |
| ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。 |

(2)教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や施設数は適切な規模か	●居宅より容易に移動することが可能か
●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か	●区域内で事業の確保が可能か
●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●現在の事業の考え方と合っているか

(3)教育・保育提供区域について

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(4)提供区域設定の主な理由

- ①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政全てに負担が発生します。

3 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定(法第19条)を受けることが必要となっています。

一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

■認定の区分

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定にあたっては、(1)保育を必要とする事由※(保護者の就労・疾病など)、(2)保育の必要量(保育標準時間、保育短時間の2区分)、(3)「優先利用」への該当の有無(ひとり親家庭、生活保護世帯など)の3点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(1)教育・保育施設の充実(需要量及び確保の方策)

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本町では、アンケート調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和7年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳		0歳	1～2歳	
①量の見込み		39	65	4	40	
確保提供数	幼稚園	25				
	認定こども園（幼稚園部分）	45				
	認定こども園（保育所部分）					
	保育所		94	12	44	
	地域型保育事業					
	企業主導型（地域枠）					
	②確保提供数の合計		70	94	12	44
過不足（②－①）		31	29	8	4	

■令和8年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳		0歳	1～2歳	
①量の見込み		38	64	4	37	
確保提供数	幼稚園	25				
	認定こども園（幼稚園部分）	45				
	認定こども園（保育所部分）					
	保育所		94	12	44	
	地域型保育事業					
	企業主導型（地域枠）					
	②確保提供数の合計		70	94	12	44
過不足（②－①）		32	30	8	7	

■令和9年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳		0歳	1～2歳	
①量の見込み		38	63	3	40	
確保提供数	幼稚園	25				
	認定こども園（幼稚園部分）	45				
	認定こども園（保育所部分）					
	保育所		94	12	44	
	地域型保育事業					
	企業主導型（地域枠）					
	②確保提供数の合計	70	94	12	44	
過不足（②-①）		32	31	9	4	

■令和10年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳		0歳	1～2歳	
①量の見込み		36	60	3	38	
確保提供数	幼稚園	25				
	認定こども園（幼稚園部分）	45				
	認定こども園（保育所部分）					
	保育所		94	12	44	
	地域型保育事業					
	企業主導型（地域枠）					
	②確保提供数の合計	70	94	12	44	
過不足（②-①）		34	34	9	6	

■令和 11 年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳		0歳	1～2歳	
①量の見込み		34	56	3	36	
確保提供数	幼稚園	25				
	認定こども園（幼稚園部分）	45				
	認定こども園（保育所部分）					
	保育所		94	12	44	
	地域型保育事業					
	企業主導型（地域枠）					
	②確保提供数の合計	70	94	12	44	
過不足（②－①）		36	38	9	8	

【確保方策の考え方】

幼稚園、認定こども園、保育所での受入れを確保提供数とし、量の見込みと比較すると、令和7～11年度の計画期間において、量の見込み以上の確保提供数を確保できる見通しです。

今後は就学前児童数の減少により、教育・保育のニーズは減少すると考えられますが、安定した供給量を確保していく必要があるため、状況に応じた適正な教育・保育定員の確保に努めます。

(2) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

本町には、現在1箇所の認定こども園があります。

今後もこの体制を維持できるよう努めるとともに、認定こども園への新たな移行や参入の申請が行われた場合は、対象児の状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(3) 教育・保育の質の向上

幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

また、子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に1歳児未満の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込みを設定し、提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

(1)利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
基本型・特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		1	0	0	0	0
こども家庭センター型			1	1	1	1

基本型：児童またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提要や相談支援を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を行うもの

特定型：待機児童の解消を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援を行うもの

母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を行うもの

こども家庭センター型：全ての妊産婦や子育て世帯に対して、母子機能や児童福祉に関する専門的な相談支援を一体的に行うもの

【確保方策の考え方】

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築し、様々な悩み等に円滑に対応するため、妊娠の届出等の機会に得られた情報を基に、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、情報をすぐ活用できる体制を整え、必要に応じて母子保健サービス等を実施する関係機関の担当者に繋ぐなど、積極的な関与を行い、支援を行います。

また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に向け、体制整備などの準備を進め、母子保健と児童福祉が一体となって、子どもとその家族、妊産婦等の実情に応じた切れ目のない支援を目指します。

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延人数 ／年	8,343	7,891	8,214	7,826	7,502
②確保方策		12,150	12,150	12,150	12,150	12,150
実施箇所数		1	1	1	1	1
過不足(②-①)		3,807	4,259	3,936	4,324	4,648

【確保方策の考え方】

いわない地域子育て支援センター(あすぱら)での事業を継続するとともに、子育て世帯が気軽に利用出来る施設としての浸透を図り、利用者が増加するよう努めます。

(3)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

① 受診者数

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実人数 ／年	54	52	50	47	46
②確保方策		54	52	50	47	46
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

② 健診回数

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	回	567	542	518	493	481
②確保方策		567	542	518	493	481
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

妊婦健康診査(最大14回分)と超音波検査(最大6回分)の費用を助成し、経済的負担の軽減により、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

(4)乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実人数 ／年	33	31	30	29	28
②確保方策		33	31	30	29	28
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

今後も継続して事業を展開し、乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

(5)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、保健師や栄養士が訪問し、相談や支援を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実人数 ／年	9	8	8	7	6
②確保方策		9	8	8	7	6
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

養育支援が必要な家庭に対し、保健師、管理栄養士等が訪問し、養育が必要な家庭に継続して助言・指導を行います。

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実人数 ／年	2	2	2	2	2
②確保方策		10	10	10	10	10
実施箇所数		1	1	1	1	1
過不足(②-①)		8	8	8	8	8

【確保方策の考え方】

町内の事業者と連携を図りながら、保護者が安心して児童を預けられる受け入れ先の確保に努めます。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保方策の考え方】

本事業は、現在本町では実施していないものの、アンケート調査の結果では少数ながら利用の希望もあることから、今後のニーズや状況を勘案しながら必要に応じた検討を行います。

(8)一時預かり事業

① 幼稚園型

幼稚園や認定こども園の在園児を対象に、家庭で一時的に保護が困難になった子どもを、幼稚園や認定こども園で、保育を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延人数 ／年	2,872	2,826	2,780	2,642	2,481
②確保方策		5,000	6,000	6,000	6,000	6,000
実施箇所数		2	2	2	2	2
過不足(②-①)		2,128	3,174	3,220	3,358	3,519

【確保方策の考え方】

町内の幼稚園・認定こども園で実施している預かり保育を確保方策とします。

これまでの利用実績等を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込み以上の対応が可能です。

② 幼稚園型以外

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について子育て支援センターで一時的に預かる事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延人数 ／年	128	124	125	119	113
②確保方策		729	486	486	486	486
実施箇所数		1	1	1	1	1
過不足(②-①)		601	362	361	367	373

【確保方策の考え方】

令和5年度より開設した、いわない地域子育て支援センター(あすばら)の運営により、量の見込みに対応できる確保方策を確保できる見込みです。

(9)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所で保育を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実人数 ／年	6	6	6	6	5
②確保方策		20	20	20	20	20
実施箇所数		2	2	2	2	2
過不足(②-①)		14	14	14	14	15

【確保方策の考え方】

利用者のニーズを的確に把握し、保護者が安心して子育てができるよう、保育所での事業を継続的に実施します。

(10)病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【確保方策の考え方】

本事業は、アンケート調査による利用の希望はあるものの、町内の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる看護師等の確保も困難な状況にあることから、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実人数 ／年	72	68	64	61	58
1年生		17	16	15	14	13
2年生		21	20	18	17	16
3年生		17	16	15	15	14
4年生		11	10	10	9	9
5年生		4	4	4	4	4
6年生		2	2	2	2	2
②確保方策		140	80	80	80	80
実施箇所数		2	1	1	1	1
過不足(②-①)		68	12	16	19	22

【確保方策の考え方】

令和7年度は岩内東小学校・岩内西小学校にて学童保育を実施し、令和8年度からは現在2校ある小学校が統合により「岩内中央学園」となるため、量の見込みを受け入れられる体制の整備に努めます。

(12)子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

(13)児童育成支援拠点事業【新規】

虐待の防止や子どもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、さまざまな支援を行う事業です。

(14)親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【確保方策の考え方】

「(12)子育て世帯訪問支援事業」、「(13)児童育成支援拠点事業」、「(14)親子関係形成支援事業」は、事業の実施方法について検討を進め、子育てに悩んでいる家庭には相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関につなげます。

(15)産後ケア事業【新規】

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延人数 /年	91	86	80	75	68
②確保方策		91	86	80	75	68
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

町外の医療機関等への委託により産後ケア事業の提供体制の確保に努め、訪問型、通所型、短期入所型の3形態で実施します。

(16)妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回	120	114	105	99	90
②確保方策		120	114	105	99	90
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

保健師等が妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じられる体制を維持し、伴走型の相談支援を行います。

(17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。こどもが家庭以外の場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延人数 /年		129	129	129	129
②確保方策			243	243	243	243
実施箇所数			1	1	1	1
過不足(②-①)			114	114	114	114

【確保方策の考え方】

令和7年度に事業の検討や実施準備を進め、令和8年度から事業を開始する予定です。

(18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

(19)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

5 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生子防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが必要です。

そのため、母子保健事業、特に乳幼児健康診査の受診勧奨や、乳児家庭全戸訪問事業等の実施、幼稚園、認定こども園、保育所、学校等との連携を密にし、虐待防止、早期発見、早期対応に努めます。

また、児童虐待発生時には、岩内町児童支援ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）によるケース会議を開催し、関係機関と連携しながら迅速かつ的確に対応するとともに、緊急または一時的な子どもの養育・保護が必要な場合には、直ちに児童相談所や警察による支援を求めるなど、子どもの安全確保に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育費など多くの課題に直面しています。

特に母子家庭においては、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭においては、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、父子・母子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える課題は様々であるため、北海道などの関係機関と連携しながら、相談支援をはじめ、児童扶養手当や医療費助成などの経済的な支援や就労支援、生活支援など各種の支援制度の周知を図り、ひとり親家庭の自立支援を推進します。

(3)障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うための支援や、住み慣れた地域で安心して生活するための支援が必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談などにより保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園、認定こども園、保育所、学校等において関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援に繋げていくことが重要です。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないため、適切な情報の周知や支援体制の整備が必要となっております。

そのため、産前産後サポート事業や産後ケア事業を重点に、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を通じて、早期に適切な相談や情報提供に努めるとともに、幼稚園、認定こども園、保育所、学校、子育て支援センター及び相談支援の拠点となる岩宇地区相談支援センターとの連携により、支援体制の充実を図ります。

(4)居場所の確保

令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、こども・若者の居場所づくりを計画的に推進していくことが定められました。

地域のつながりの希薄化、少子化の進展などの社会構造の変化、さらには価値観の多様化により、子どもの居場所に対する多様なニーズが求められていることから、地域全体で子どもの思いに寄り添い、安心して過ごせる居場所の確保を進めることが必要となっております。

そのため、子どものライフステージに応じ、乳幼児とその保護者が気軽に利用できる岩内地域子育て支援センター(あすばら)での事業や、不登校の児童生徒を支援・援助する教育支援教室(つばさ教室)、留守家庭児童に適切な遊びを通じて健全な成長をサポートする学童保育所、居場所づくりを実践している民間団体などと協力しながら、子どもが安心して過ごせる居場所の確保に努めます。

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1)行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づく全ての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

なお、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2)家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3)地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、全ての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4)企業・職場の役割

働いている全ての人々が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

(5)各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

2 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1)市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設やその他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じて保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2)近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施に関しては、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情や必要に応じ、近隣市町村と連携して事業を実施するなどの広域的な取り組みを推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携を図っていきます。

(3)国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付及び幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されています。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に係る全ての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

3 計画の点検・評価・改善

(1)計画の点検・評価と見直し

本町では、社会福祉課が中心となって、進捗状況を把握・点検し、「岩内町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

(2)計画の公表、町民意見の反映

本計画を公表し、常に子ども・子育てに関する問題やニーズを把握し、地域における教育・保育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体による活動を核として、一層の連携を強化し、地域の子育て支援を推進します。

【 別 添 】
岩内町子育て支援策一覧表

岩内町子育て支援策一覧表

【妊娠期】

事業名等	対象者	事業概要	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠届出をした方	母子の健康状態等を記録する手帳を交付する。	健康づくり課 健康推進係
母子手帳アプリ (子育て支援アプリ)	妊娠～子育て中の方や家族	アプリで町の子育て情報を発信する。	
妊産婦健康診査 (交通費の助成含む)	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦	妊産婦健診費用や妊産婦健康診査を受診したことによる通院交通費の一部を助成する。	
妊婦歯科健康診査	母子健康手帳の交付を受けた妊婦	妊婦のむし歯や歯周病に関する健診費用を助成し、赤ちゃんへの影響を予防する。	
ぱばままくらす	母子健康手帳の交付を受けた妊婦とその家族	妊娠中の身体の変化や食事のこと、赤ちゃんのお世話等について助産師・栄養士と楽しく学ぶ教室を開催する。	
妊婦期相談	母子健康手帳の交付を受けた妊婦	妊娠に関する不安や悩み、健康管理について助産師・保健師・栄養士が相談に応じ、中期頃には食事について、後期頃には出産に向けた準備などについて支援を行う。	
産前サポート	母子健康手帳の交付を受けた妊婦	助産所での日帰り、保育士等の家庭訪問にて妊娠中のサポートや支援を行う。	

【乳幼児期】

事業名等	対象者	事業概要	担当課
新生児聴覚検査	新生児又は特別な事情があると認められる乳児	初回検査に掛かった費用を助成する。	健康づくり課 健康推進係
あかちゃん訪問	産後1か月前後の産婦と赤ちゃん	保健師等が家庭を訪問して、赤ちゃんのお世話や新生活に慣れることができるよう支援を行う。	
ままくらす	産後1年頃までの産婦と赤ちゃん	助産師により、出産後の体調の整え方やおっぱいケアについて、伝える教室を開催する。	
産後ケア	産後1年未満の産婦と赤ちゃん	医療機関での宿泊・日帰り、助産所での日帰り、助産師の家庭訪問にて産婦さんと赤ちゃんのケアや育児のサポートを行う。	

【乳幼児期】 続き

事業名等	対象者	事業概要	担当課
産後サポート	産後1年未満の産婦と赤ちゃん	助産所での日帰り、保育士等の家庭訪問にて育児のサポートや保護者の心身の負担軽減のための支援を行う。	健康づくり課 健康推進係
ふれあい教室 (乳児教室・相談)	生後2・4・7・10か月児とその保護者	成長の節目の時期に、助産師・保健師・栄養士が子育てに役立つ情報を伝える教室を開催し、育児・栄養相談をあわせて行う。	
乳児健診	生後1・4・7か月児	医師の診察や身体測定を行う。	
乳幼児相談	子どもをもつ保護者	子育てや発達、離乳食や食事に関すること、身体計測など来所・電話による相談を行う。	
幼児健診	1歳6か月・3歳児	医師の診察の他、保健師・栄養士による育児相談や栄養相談を行う。	
乳幼児歯科健診	1歳・1歳6か月・2歳・3歳児	歯科医師による診察と歯科衛生士による歯科相談を行う。 ※希望者にはフッ化物塗布を追加する。	
視覚スクリーニング検査 (屈折検査)	3歳児	幼児健診でスポットビジョンスクリーナーを用いた屈折検査を実施する。	
予防接種	各予防接種種類の子ども	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の予防を行う。	
地域子育て支援センター	就学前の子ども	子育て中の保護者の方がより楽しく子育てできる情報交換・相談を行うとともに、お子さんと一緒に遊べる場所を提供する。	教育委員会 地域子育て支援センター 【あすばら】
一時預かり	1歳～就学前の子ども	保護者の疾病などの緊急時や育児に伴う負担軽減のため、一時的な預かり保育を行う。	
保育所	生後6か月～5歳までの子ども	保育を必要とする子どもを受け入れ、心身ともに穏やかに育成されるよう、保育を行う。	教育委員会 保育所
延長保育	短時間保育を利用する子ども	午後4時30分までの短時間保育を午後6時まで延長する。	
特別支援児保育	保育所を利用する子ども	保育を行うにあたり特別な支援が必要なお子さんに対し、様々な保育上の配慮をしながら保育を行う。	

【各種 手当・助成など】

事業名等	対象者	事業概要	担当課
不妊治療費助成事業	不妊治療を行っている夫婦	不妊治療費用および不妊治療のための通院交通費の一部を助成する。	健康づくり課 健康推進係
妊婦支援給付金	妊娠届出をした方	妊娠届出時に5万円、出産後に5万円を支給する。	
出生祝品贈呈事業	初めての住所登録地が岩内町の赤ちゃんの保護者	お祝いの品としてマザーズバッグや育児用品の購入に使えるクーポン券を贈呈する。	町民生活課 戸籍年金係
産前産後期間の国民年金保険料免除制度	国民年金第1号被保険者で出産された方	出産予定日又は出産日が属する月の前月から4ヶ月間の国民年金保険料を免除する。 ※前納した保険料は返金されます。	
産前産後期間の国民健康保険税免除制度	国民健康保険加入者で出産された方	出産予定日又は出産日が属する月の前月から4ヶ月間の国民健康保険税の一部を免除する。	健康づくり課 医療保険係
乳幼児等医療費助成	18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの子ども	18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの子どもの医療費（一部）を助成する。	
ひとり親家庭等医療費助成	18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの子どもとその母又は父 子が進学した場合は、20歳到達月末までの子どもと母又は父	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成する。	
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいをもつ子ども（20歳未満）の保護者	特別児童扶養手当を支給する。 ※各種手続きは町の窓口で行い、支給は北海道が行う。	社会福祉課 障がい福祉係
障害児福祉手当	精神又は身体に著しく重度の障がいをもつ子ども（20歳未満）の保護者	障害児福祉手当を支給する。 ※各種手続きは町の窓口で行い、支給は北海道が行う。	
岩内町小児慢性特定疾患児に係る日常生活用具の給付	慢性疾患により、長期療育を必要とする在宅の小児慢性特定疾患児	対象の子どもに対する日常生活用具の給付を行う。	
児童発達支援（障害児通所給付）	発達に遅れ等がある小学校就学前の子ども	児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導等を行う。	
放課後等デイサービス（障害児通所給付）	発達に遅れ等がある就学児童	学校の授業の終了後、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。	
保育所等訪問支援（障害児通所給付）	保育所等の集団生活を営む施設に通う障がいをもつ子ども	医療機関が子どもの集団生活適応のため、専門的支援を行う。	

【各種 手当・助成など】 続き

事業名等	対象者	事業概要	担当課
児童手当	中学校卒業までの子どもを養育する保護者	・ 3歳未満 15,000円 (第3子以降は30,000円) ・ 3歳以上高校生年代まで 10,000円 (第3子以降は30,000円)	社会福祉課 福祉調整係
児童扶養手当	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもを養育しているひとり親	児童扶養手当を支給する。 ※各種手続きは町の窓口で行い、支給は北海道が行う。	
福祉灯油臨時助成	収入要件を満たした老人、ひとり親、障がい者世帯	生活の安心確保を図ることを目的に、冬期に必要な灯油の一部を助成する。	
多子世帯の保育料軽減支援事業	保育所を利用する第2子以降の3歳未満の児童	保育所を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化する。 ※所得制限あり、世帯年収約640万円以下が対象。	教育委員会 子育て支援係

【就学期】

事業名等	対象者	事業概要	担当課
学習支援員配置	小学生	学習の基礎を定着させるため、主となる教諭のほかに、サポートする支援員の配置を行う。	教育委員会 学校教育係
放課後学習 (博士ちゃんになろう研究室)	小学1～2年生	放課後における居場所づくり、家庭学習習慣の定着を目的に、各小学校の空き教室でそれぞれ週2回、学習や各種活動を行う。	
フッ化物洗口	小学生	むし歯予防のため、希望する児童を対象に学校でフッ化物洗口を行う。	
新入学児童健康診断 児童生徒健康診断	小・中学生	小学校へ入学する児童の健康診断を実施する。また、全児童生徒を対象に内科健診等を実施するほか、学齢ごとに決められた健康診断を行う。	
就学援助	小・中学生	小・中学校の給食費や学用品費などにかかる経費(一部)の援助を行う。	
英語検定受験料補助事業	小・中学生	英語検定受験料の半額を助成する。	
スキー授業の補助	小・中学生	地元スキー場利用時のバス借上料とリフト料金の一部を補助する。	
教育支援教室(つばさ教室)	小・中学生	様々な理由で学校に行けず悩んでいる不登校の児童生徒を支援・援助し、学校復帰を目指す。	

【就学期】 続き

事業名等	対象者	事業概要	担当課
スクールカウンセラーの配置	小・中学生	児童生徒の心のケアを行うため、小学校では月1回、中学校では月に2回、専門家を配置する。	教育委員会 学校教育係
子どもの夢応援事業	小学5～6年生・中学生	児童生徒の将来の夢を叶えるためにチャレンジしたいことを、実現可能な範囲で支援する。	
子どものキャリア探索サポート事業	小学5～6年生・中学生	授業では体験することができない道外企業などでの職場体験を行う。	
学童保育所	小学生	保護者が就労などにより昼間家庭にいないお子さんに対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する。	教育委員会 子育て支援係
コミュニティ・スクール	小・中学生のいる保護者及び地域住民	保護者や地域住民などが一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることを通じて、学校の様々な課題解決を行う。	教育委員会 生涯学習係

【その他の事業】

事業名等	対象者	事業概要	担当課
岩宇子ども交流プログラム	岩宇4町村に住所のある小学4～6年生	岩宇地域の次世代を担う子どもたちの郷土愛を育むため、様々な体験プログラムを通じて地域の魅力や可能性を共有し、交流を深める地域学習会を行う。 ※実施主体は岩宇まちづくり連携協議会。(岩宇4町村広域連携事業)	企画財政課 地域創生係
子育て短期入所生活援助	保護者の疾病等により、一時的に養育困難となった子ども等	子ども等を緊急一時的に保護する必要がある場合に、児童福祉施設で一時的に預かる。	社会福祉課 福祉調整係
奨学金の貸付	高校生・専門学生 短期大学生・大学生	経済的な理由により就学が困難な学生又は生徒に奨学金の貸付を行う。	教育委員会 学校教育係
ブックスタート	乳児とその保護者	親子に絵本を手渡し、絵本の読み聞かせの指導とあわせて、絵本の効果を説明するとともに、親と子のあたたかいコミュニケーションを図る。	教育委員会 生涯学習係
絵本館	主に未就学児・小学生及びその保護者	絵本に親しむことにより豊かな情操を育むため、文化センターに「絵本館」を開館し、絵本の貸し出しや読み聞かせを行う。 ※毎週 火・水・金・土曜日。ただし祝日、第5週目のある曜日は休館。	

【その他の事業】 続き

事業名等	対象者	事業概要	担当課
わいわいウィークエンド教室	小学生	子ども達が週末を楽しく健全に過ごすための各種事業を開催し、様々な体験を通して豊かな心を育み、合わせて親子や友達とのふれあいと交流を図る。	教育委員会 生涯学習係
青少年スポーツ・文化教室	小・中・高校生	郷土岩内の未来を担う青少年の健全育成の場として、技術・技能の習得と合わせて教室での仲間づくりなど、心身の健全な成長を図る。 ※開催教室：剣道教室・空手教室・書道教室	
子どものスポーツ・文化活動	小学生	サッカー、ミニバスケットボール、バレーボール、野球、陸上競技、柔道、美術等、活動先や少年団等をお知らせします。	